

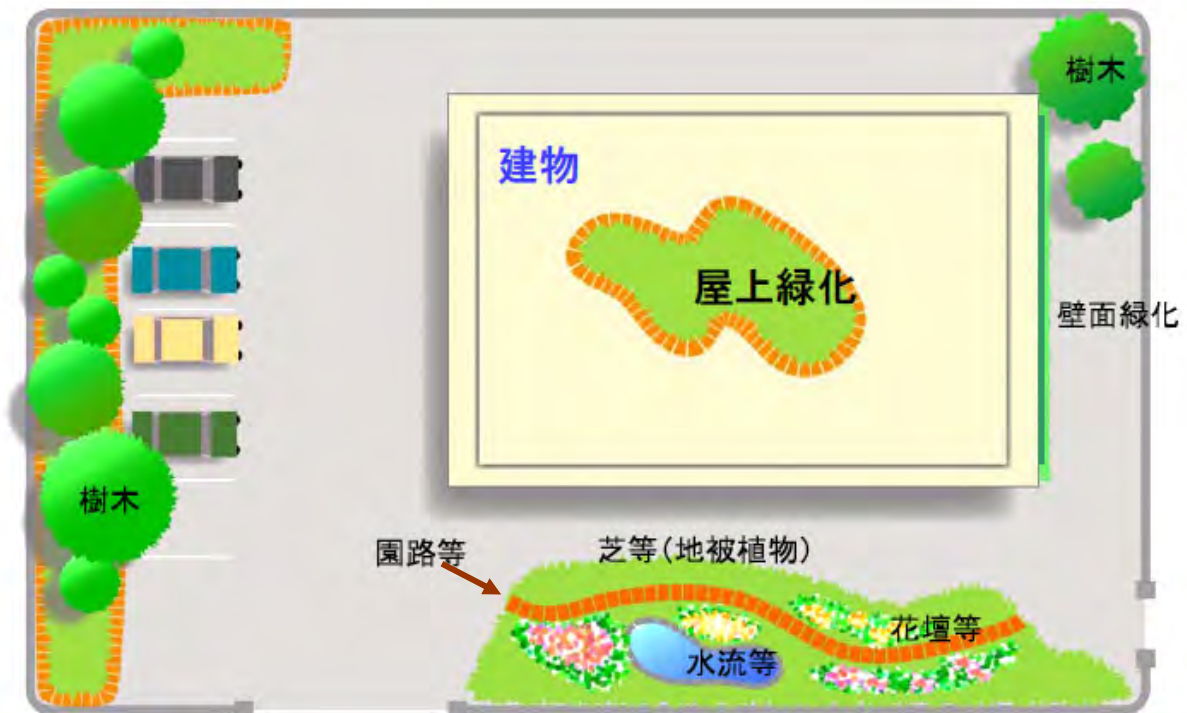
緑化地域制度の手引

令和6年 10 月
横浜市 みどり環境局公園緑地管理課

はじめに

本書は、緑化地域制度において、緑化率適合証明に関する審査、緑化率の適用除外に関する審査、緑化施設の工事の認定に係る審査を行う上で、都市緑地法、都市緑地法施行令、都市緑地法施行規則、横浜市都市緑地法施行細則、横浜市緑化地域に関する条例、横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準の運用上必要な事項を記載したものです。

算出の対象となる緑化施設のイメージ



目次

はじめに

1 緑化地域制度の概要

1.1 緑化地域制度の概要	1
1.1.1 緑化地域制度の概要	1
1.1.2 横浜市における緑化地域制度の導入経過	1
1.2 審査基準	2
1.3 緑化に関する諸制度との関係	3

2 解説

2.1 緑化率規制	5
2.1.1 緑化地域に関する都市計画	5
2.1.2 緑化率（緑化率の規制について）	7
2.1.3 緑化率（緑化率制限が異なる二以上の区域にまたがる場合について）	10
2.1.4 緑化率の適用除外（市長の許可によるものについて）	12
2.1.5 緑化率の適用除外（建築基準法上、建ぺい率制限等の適用除外と されている建築物について）	15
2.1.6 一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	16
2.1.7 建築基準関係規定	17
2.1.8 緑化施設の面積の算出方法	18
2.1.9 緑化施設の工事の認定	19
2.1.10 緑化施設の管理	21
2.1.11 報告・立入検査・違反措置	22
2.1.12 罰則	25
2.2 緑化率適合証明に関する審査基準	26
2.2.1 緑化施設の面積の算出基準	26
2.2.2 共通事項	29
2.2.3 緑化施設の種別ごとの算出	39
（1）壁面緑化	39
（2）樹木	46
（3）芝等	52
（4）花壇等	55
（5）水流等	58
（6）園路等	61
（7）屋上緑化	64
2.3 緑化率適合証明等の手続き	65
2.3.1 緑化率適合証明の確認と検査手続き	65
2.3.2 緑化率適合証明の申請について	68
2.3.3 緑化率適用除外許可の申請について	76
2.3.4 緑化施設の工事の認定の手続き	82
2.3.5 取り下げ・取りやめ・名義変更	86

3 様式集

3.1 様式集	89
3.1.1 様式集	89

4 申請書の記入例

4.1 緑化率適合証明申請書等の記入例	111
4.1.1 緑化率適合証明申請の記入例	111
4.1.2 緑化率の適用除外に関する許可申請書の記入例	123

5 関係条文

5.1 関係条文	124
5.1.1 関係条文	124
都市緑地法（抜粋）	125
都市緑地法施行令（抜粋）	131
都市緑地法施行規則（抜粋）	132
横浜市緑化地域に関する条例	135
横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）	137
横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準	143
横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱	150
緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領（抜粋）	155

改定日	改定内容の概要
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none">・緑の環境をつくり育てる条例と緑化地域制度の両制度の適用を受ける場合の説明及び緑の環境をつくり育てる条例の基準緑化率（表）を追加・緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領の改正に伴う、緑化率適用除外許可申請を行う場合の手続の方法改訂・押印廃止に伴う、様式の改訂
令和6年4月	<ul style="list-style-type: none">・緑化地域の商業系用途地域への拡大（R6.5 予定）に伴う変更事項の反映・横浜市都市緑地法施行細則及び横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の改訂内容を反映
令和6年5月	<ul style="list-style-type: none">・緑化地域の商業系用途地域への拡大に係る告示（令和6年5月24日）の内容の反映
令和6年10月	<ul style="list-style-type: none">・「4.1（4）配置図の作成例」の図に樹木植栽地の凡例表を追加。

1 緑化地域制度の概要

1.1 緑化地域制度の概要

1.1.1 緑化地域制度の概要

緑化地域制度は、緑が不足している市街地などにおいて、「緑化地域」を地域地区として都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の敷地に建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度で、平成 16 年の都市緑地法の改正により創設されました。

横浜市では、これまでも市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により建築物の緑化の協議等を行ってきましたが、その内容の一部を、緑化地域制度による規制に移行し、より一層の緑化を推進するものです。

緑化地域制度は、建築基準関係規定に位置づけられていること、また、違反があった場合には都市緑地法に基づく罰則の対象となりますので、建築物の計画を行う場合はくれぐれも留意してください。

1.1.2 横浜市における緑化地域制度の導入経過

緑化地域制度の導入にあたっては、横浜市環境創造審議会の提言、パブリックコメント、また都市計画決定に必要な手続き等を経て、平成 20 年 6 月に横浜市都市計画審議会において、緑化地域の区域（住居系用途地域全域）及び面積、緑化率を定める都市計画案を可決、同年 9 月に横浜市会において、緑化が義務付けられる敷地面積規模等を定める「横浜市緑化地域に関する条例」が可決されました。

また、令和 6 年 5 月に緑化地域の区域変更により商業系用途地域（臨港地区を除く）に拡大されました。

区域		都市計画 決定日	緑化率の 最低限度	緑化が義務付けられる 建築物の最低敷地面積
住居系 用途地域 全域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	H21.4.3	10%	500 m ²
商業系 用途地域 (臨港地区を除く)	近隣商業地域 商業地域	R6.5.24	5%	500 m ²

〔 都市計画決定 〕 〔 横浜市緑化地域に関する条例 〕

(参考) 横浜市における緑化地域の内容 (令和 6 年 5 月 24 日現在)

1.2 審査基準

緑化地域制度に関する審査基準は次のとおりです。

(1) 都市緑地法第 35 条及び都市緑地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による緑化率適合証明に関する審査基準

この基準は、都市緑地法第 35 条及び都市緑地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による緑化率適合証明に関する審査に適用します。

2.1.1 緑化地域に関する都市計画

2.1.2 緑化率（緑化率の規制について）

2.1.3 緑化率（緑化率の制限が異なる二以上の区域にまたがる場合について）

2.1.6 一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例

2.1.8 緑化施設の面積の算出方法

2.2 緑化率適合証明に関する審査基準

(2) 都市緑地法第 35 条第 2 項に関する審査基準

この基準は、都市緑地法第 35 条第 2 項の規定による緑化率の適用除外に関する審査に適用します。

2.1.4 緑化率の適用除外（市長の許可によるものについて）

(3) 都市緑地法第 43 条の緑化施設の工事の認定に関する審査基準

この基準は、都市緑地法第 43 条の規定による緑化施設の工事の認定に関する審査に適用します。

2.1.9 緑化施設の工事の認定

1.3 緑化に関する諸制度との関係

横浜市では、昭和48年から、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、開発行為、工場や公共建築物の緑化について協議を行ってきました。平成16年からは、建築行為について「緑の環境をつくり育てる条例」、開発事業について「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により、協議等を行っています。

緑化地域制度と、「緑の環境をつくり育てる条例」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に関連して必要な手続きは表-1、表-2のとおりです。

■表-1 開発事業に該当しない建築物の建築

(横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項の規定が適用されない場合)

	適用される法令・基準等
敷地の全部又は一部が緑化地域に含まれる場合(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法(緑化地域における緑化率規制) ・緑の環境をつくり育てる条例第9条第2項(除外項目あり)
敷地のすべてが緑化地域に含まれない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の環境をつくり育てる条例第9条第2項

(※) 敷地の全部又は一部が緑化地域に含まれる場合

都市緑地法に基づく緑化地域制度と「緑の環境をつくり育てる条例(以下、「条例」と記載します。)」に基づく緑化協議の両方が適用されます。緑化地域制度の手続きを、「条例」の基準(表-1-2参照)にも適合する緑化計画を申請することで、「条例」の手続きは省略ができます。

■表-1-2 「条例」基準緑化率

敷地面積 用途地域 建物の区分	500㎡以上 1,000㎡未満			1,000㎡		
	商業系	住居系	左記以外	商業系	住居系	左記以外
工場等	5%	10%	5%	10%	15%	
工場等を除く建築物	5%	10%	5%	5%	10%	
公共建築物	10%	15%	10%	10%	20%	

工場等とは、製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫(配送・物流センターを含む)、資材(機材)置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。

■表－2 開発事業に該当する建築物の建築

(横浜市開発事業の調整等に関する条例第 17 条第 1 項の規定が適用される場合)

		適用される法令・基準等
開発事業区域のすべてが緑化地域に含まれる場合	横浜市開発事業の調整等に関する条例第 2 条第 2 号ア若しくはイに掲げるもののうち敷地面積が500平方メートル以上の建築物の建築を目的とする部分又は同号ウに掲げるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 緑の環境をつくり育てる条例 第 9 条第 2 項（緑化率の基準を除く） 都市緑地法（緑化地域における緑化率規制）
	横浜市開発事業の調整等に関する条例第 2 条第 2 号ア若しくはイに掲げるもののうち敷地面積が500平方メートル未満の建築物の建築を目的とする部分又は同号エに掲げるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市開発事業の調整等に関する条例 第 18 条第 2 項第 4 号
	横浜市開発事業の調整等に関する条例第 2 条第 2 号オに掲げるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市開発事業の調整等に関する条例 第 18 条第 2 項第 9 号 都市緑地法（緑化地域における緑化率規制）
緑化地域に含まれる場合 開発事業区域の一部が	建築物の敷地面積が500平方メートル以上で、敷地のすべてが緑化地域に含まれない場合又は、建築物の敷地面積が500平方メートル未満の建築物の建築を目的とする部分。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市開発事業の調整等に関する条例 18 条第 2 項第 4 号又は 9 号
	建築物の敷地面積が500平方メートル以上で、敷地の一部又は全部が緑化地域に含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> [開発事業区域全域に対して] 横浜市開発事業の調整等に関する条例 第 18 条第 2 項第 4 号又は第 9 号 [敷地に対して] 都市緑地法（緑化地域における緑化率規制）
開発事業区域のすべてが緑化地域に含まれない場合		<ul style="list-style-type: none"> 横浜市開発事業の調整等に関する条例 第 18 条第 2 項第 4 号又は第 9 号

2 解説

2.1 緑化率規制

2.1.1 緑化地域に関する都市計画

【都市緑地法】

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

【趣旨】

「都市緑地法」において、用途地域が定められている区域内で、緑化地域を都市計画として定められることを規定したものです。また、都市計画に定める事項について定めています。

【解説】

(1) 緑化地域の区域

横浜市では、都市計画で、市内の住居系用途地域全域及び商業系用途地域（臨港地区を除く）を緑化地域に指定しています。

住居系用途地域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の7種類の用途地域です。

商業系用途地域とは、近隣商業地域、商業地域の2種類の用途地域です。

緑化地域が指定されている区域については、横浜市 WEB ページ上のまちづくり地図情報（i-マッピー）（行政地図情報提供システム <http://www.city.yokohama.lg.jp/>）をご覧ください。

(2) 緑化率の最低限度

横浜市では、都市計画で、緑化率の最低限度を住居系用途地域では10%、商業系用途地域では5%にそれぞれ定めています。

(3) 用語の定義

「建築物」とは、「建築基準法」第2条第1項に規定する建築物をいいます。

「敷地」とは、「建築基準法施行令」第1条第1号に規定する敷地をいいます。

「敷地面積」とは、「建築基準法施行令」第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいい、「建築基準法」第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請及び同法第18条第2項の規定による計画通知における建築物の敷地の面積のことです。

2.1.2 緑化率（緑化率の規制について）

【都市緑地法】

（緑化率）

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

【都市緑地法施行令】

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（緑化率の規制の対象とならない増築の範囲）

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

【横浜市緑化地域に関する条例】

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第3条 都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第9条ただし書の条例で定める敷地面積の規模は、緑化地域全域について500平方メートルとする。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

（用語の定義）

第2条

3 都市緑地法第35条第1項の「着手していた行為」とは、建築物の工事を継続して行う意思があると認められる場合で、当該建築物の根切り工事（矢板打ち工事を含む）、杭打ち工事、又は既存建築物の床面積の増加に係る部分の工事に着手していたことをいう。当該地域に係る緑化率の限度が定められた際に計画中であった建築物又は建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項による確認済証の交付を受けた後工事に着手していなかった建築物の新築若しくは増築は含まない。

【趣旨】

緑化率規制の対象となる建築物について定めているものです。

【解説】

(1) 緑化率規制の対象となる敷地面積の規模

横浜市では、緑化地域の規制の対象となる敷地面積の規模を、「横浜市緑化地域に関する条例」で500㎡と定めています。

(2) 緑化率規制の対象となる建築行為

対象となる建築行為は、新築及び増築をする場合です。

「新築」とは、建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいいます。

「増築」とは、一の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいいます。

改築や模様替、修繕の場合は対象となりません。

対象とならない新築及び増築もあります。（(3) (4)を参照）

(3) 緑化率規制の対象とならない行為

当該敷地において、初めて緑化地域に関する都市計画を決定した旨の告示を行った時点で、既に工事に着手していた新築及び増築については対象となりません。

(4) 建築敷地に商業系用途地域を含む建築で、緑化率規制の対象とならない行為

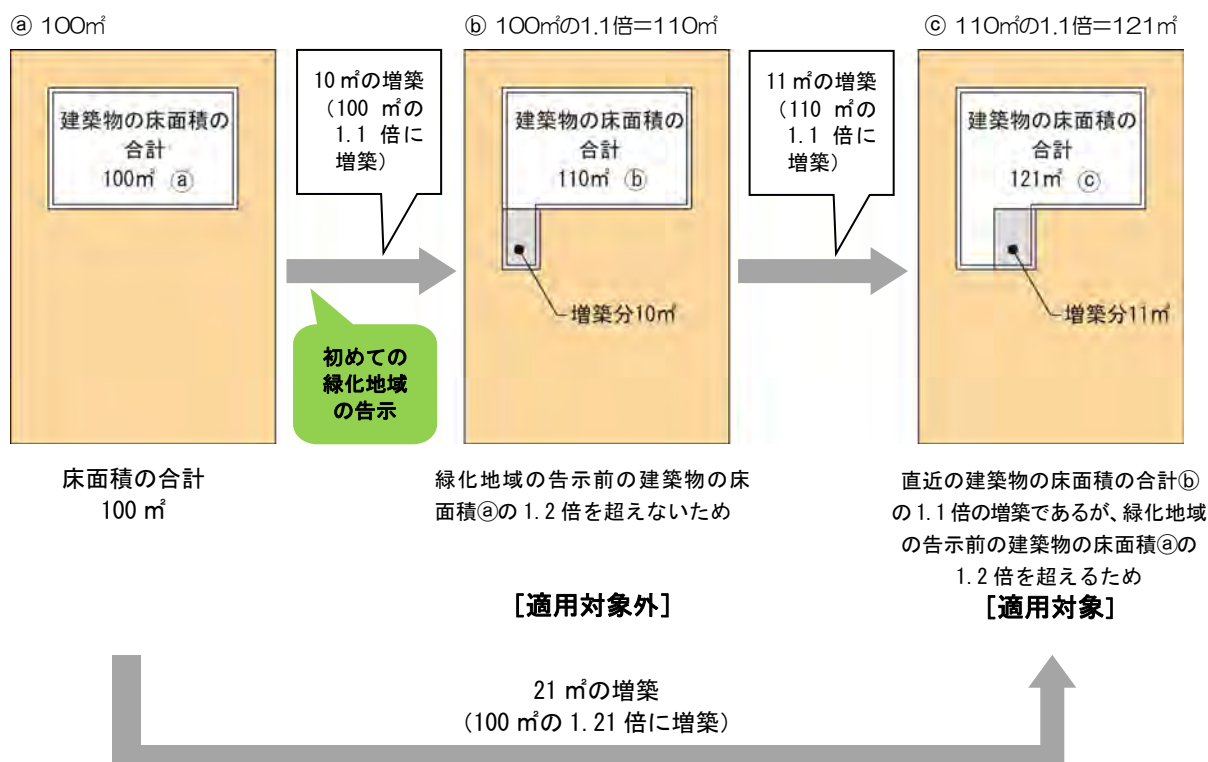
緑化地域の拡大に係る都市計画変更の告示日（令和6年5月24日）より前に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第17条第1項の同意を得た又は「緑の環境をつくり育てる条例」第9条第1項の規定による緑化協議が成立した建築物であって、商業系用途地域への緑化地域拡大に係る都市計画変更の告示日の翌日から起算して6か月の間に工事に着手する新築及び増築については緑化率規制の対象となりません。

(5) 緑化率規制の対象とならない増築

増築後の床面積の合計が、初めて緑化地域に関する都市計画を決定した旨の告示を行った時点の床面積の合計の1.2倍を超えない場合は対象となりません。

小規模な増築を繰り返した場合、1.2倍を超える場合がありますのでご注意ください。

小規模な増築を繰り返す例



(6) 緑化率規制の対象となる者について

緑化率規制の対象となるのは、建築物の新築又は増築をする者だけでなく、緑化率規制が適用された建築物の維持保全をする者も含まれます。

緑化率規制が適用された建築物の場合は、緑化地域の緑化率規制が適用された建築物である旨を必ず重要事項説明書に記載してください。

また、緑化率規制が適用された建築物である旨を維持保全する者が認識できるように、横浜市建築物緑化認定証及び認定ラベルを取得してください。詳細は、「2.1.10 緑化施設の管理」をご覧ください。

2.1.3 緑化率（緑化率制限が異なる二以上の区域にまたがる場合について）

【都市緑地法】

（緑化率）

第三十五条

4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

【趣旨】

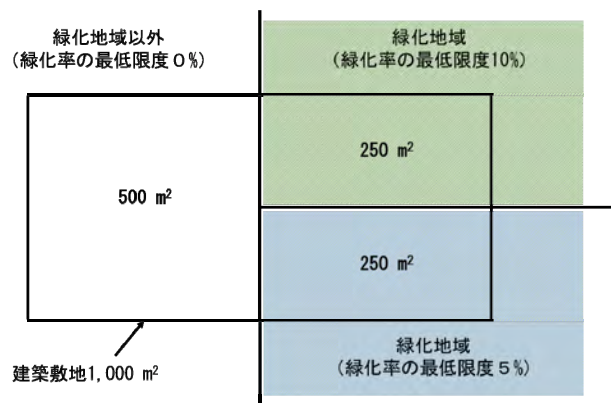
建築物の敷地が、「都市緑地法」第35条第1項の規定による緑化率制限が異なる二以上の区域にまたがる場合の緑化率の最低限度について定めたものです。

【解説】

(1) 敷地全体の緑化率の最低限度について

緑化地域に関する緑化率の制限が異なる二以上の区域にまたがる敷地を有する建築物については、各区域に存する敷地の部分の面積に応じて按分して計算される緑化率を適用します。その際、緑化地域外の区域の緑化率は0として計算します。

● 計算例



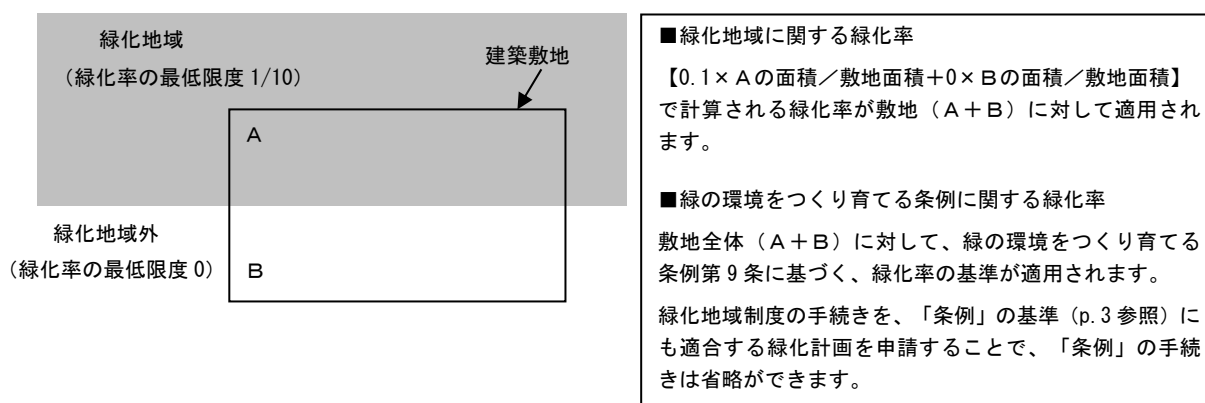
緑化率の最低限度の計算の仕方

$$(10\% \times 250 / 1,000) + (5\% \times 250 / 1,000) + (0\% \times 500 / 1,000) = 3.75\%$$

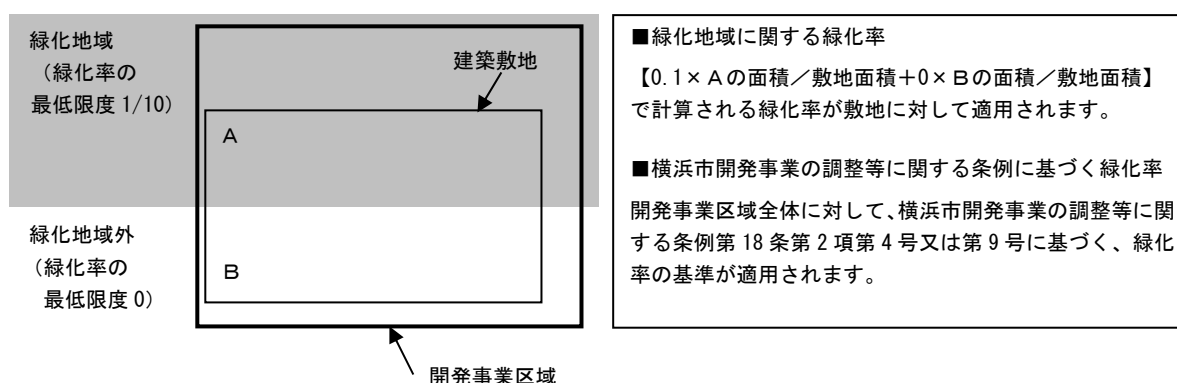
この敷地における緑化率の最低限度は3.75%です。

- (2) 「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」により緑化率が定められている地区計画の区域又は地区が敷地の全部又は一部に含まれる場合は、緑化地域に関する緑化率規制のほかに、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づく緑化率規制が適用されます。
- (3) 風致地区が敷地の全部又は一部に含まれる場合は、緑化地域に関する緑化率規制のほかに、「横浜市風致地区条例」に基づく緑化率規制が適用されます。
- (4) 他の条例による緑化率の基準について
建築物の敷地の一部に緑化地域外の区域が含まれる場合は、緑化地域に関する緑化率の最低限度のほかに、「緑の環境をつくり育てる条例」又は「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく緑化率の基準が適用されます。

例 1 開発事業*に該当しない建築物の場合の例



例 2 開発事業*に該当する建築物の場合の例



*開発事業とは、横浜市開発事業の調整等に関する条例第2条第2号に掲げる開発行為や建築行為が対象となります。

2.1.4 緑化率の適用除外（市長の許可によるものについて）

【都市緑地法】

（緑化率）

第三十五条

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
- 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

（緑化率の適用除外）

第6条 都市緑地法第35条第2項第1号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に該当するもの
- (2) 都市公園法第7条第1項の規定による公園管理者の許可を受けたもの

2 都市緑地法第35条第2項第2号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの
- (3) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の付属物に該当するもの
- (5) 河川の地下調節池の取水施設に該当するもの
- (6) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第3条の規定により設置される自転車駐車場の施設に該当するもの
- (7) 公共用歩廊その他これらに類するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区施設に該当するもの
- (8) 次のいずれかが存する敷地内の建築物（ただし、イ、ウ、エに該当するものを建築する場合は、建築審査会の同意を得たものに限る。）

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は

仮指定されたもの

- イ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの
- ウ 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの
- エ 前3号に掲げるものであったものの原形を再現するもので、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- オ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- カ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱第4条の規定により登録された登録歴史的建造物又は同要綱第10条の規定により認定された認定歴史的建造物
- キ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
- ク 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの
- ケ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの
- (9) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第11条から第13条までに規定する高圧ガスの製造のための施設又は同法第16条若しくは第17条の2に規定する貯蔵所であって、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）に規定する、火気を取り扱う施設に対する距離又は火気の使用かつ引火性又は発火性の物を置くことが禁止される距離を要する施設が同一敷地内にあるもの
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第4項に規定する供給設備又は同法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）に規定する火気を取り扱う施設又は引火性若しくは発火性のものの堆積してある場所に対する距離を要する施設が敷地内にあるもの
- (11) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する危険物の貯蔵所、製造所又は取扱所であって、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第2号、第10条第1項第2号、第16条第1項第4号、第17条第1項第2号及び同項第3号に規定する空地が敷地内にあるもの
- (12) 第1号から第11号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化施設の整備が著しく困難であると市長が認めたもの
- 3 都市緑地法第35条第2項第3号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) その敷地の全部又は一部が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域に含まれるもの
 - (2) 道路法第32条第1項の規定による道路管理者の許可を受けたもの
 - (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川管理者の許可を受けたもの
 - (4) 建築基準法第44条第1項ただし書各号に規定するもの

(許可条件)

第7条 都市緑地法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

2 都市緑地法第36条の規定により、同法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物の敷地と適用を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を同法第35条（第2項及び第3項を除く）の規定により算出される数値以上とすること。

【趣旨】

市長がやむを得ないと認めて許可した場合、緑化率の最低限度の適用を除外することができる旨を定めたものです。

また、その際において、一定の条件を付することができる旨を定めたものです。

【解説】

- (1) 横浜市では「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」の許可基準に基づき、市長が許可した建築物については、緑化率の最低限度の適用が除外されます。
- (2) 市長が許可し、緑化率の最低限度の適用が除外される場合であっても、「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」第7条に基づき一定の条件が付されます。
具体的な許可の条件については、個別に判断しますので、必ず事前にご相談ください。
- (3) 一の敷地とみなされた一団地又は区域において、「都市緑地法」第35条第2項の規定の適用を受ける建築物と適用を受けない建築物がある場合は、一の敷地とみなされた敷地全体では、同法第35条各項の規定により算出される数値以上としてください。
- (4) 本許可及び許可に付する条件についても、建築基準関係規定となります。
- (5) 本許可を受ける場合は、必ず事前にご相談ください。
- (6) 手続きの流れや必要書類等、詳細は「2. 3. 3 緑化率適用除外許可の申請について」をご覧ください。

2.1.5 緑化率の適用除外

(建築基準法上、建ぺい率制限等の適用除外とされている建築物について)

【都市緑地法】

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 建築基準法第八十五条第五項又は第六項の許可を受けた建築物

【趣旨】

「建築基準法」において建ぺい率等の規制の適用除外とされている建築物について、緑化率規制の適用を受けないとする旨を定めたものです。

【解説】

- (1) 「建築基準法」の各規定に該当する文化財、応急仮設建築物、仮設の現場事務所及び許可を受けた仮設興行場等については、緑化率の規制の適用除外となります。

仮設と称していても上記に該当せず本設の建築物として確認申請をする場合は、「都市緑地法」第35条の規定が適用されますのでご注意ください。

2.1.6 一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例

【都市緑地法】

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

【趣旨】

「建築基準法」の規定により一の敷地内にあるとみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物についての緑化率規制の適用について定めたものです。

【解説】

- (1) 一団地認定・連担建築物設計制度の認定を受ける建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして、「都市緑地法」第35条の規定を適用します。
- (2) 緑化地域に関する緑化率の最低限度が異なる敷地からなる場合は、「都市緑地法」第35条第4項に基づき按分した緑化率となります。詳細は、「2.1.3 緑化率（緑化率制限が異なる二以上の区域にまたがる場合について）」をご覧ください。

2.1.7 建築基準関係規定

【都市緑地法】

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

【趣旨】

緑化率の最低限度に関する規定は建築基準関係規定とみなす旨を定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化率の最低限度に関する規定は建築基準関係規定とみなされます。したがって、緑化率規制の適用を受ける建築物については、建築主事あるいは指定確認検査機関が建築確認審査及び建築完了検査を行う際に、緑化率の最低限度に関する規定に適合している必要があります。
- (2) 「都市緑地法」第35条第2項及び第3項に基づく市長の許可及び許可に付する条件についても建築基準関係規定とみなされます。
- (3) 建築確認申請には、緑化率の最低限度に関する規定に適合していることを証する書面を添付する必要があります。建築確認申請前に緑化率適合証明申請の手続きをし、横浜市長から緑化施設適合証明通知書の交付を受けてください。
- (4) 手続きの流れや必要書類等についての詳細は、「2.3 緑化率適合証明等の手続き」をご覧ください。
- (5) 「建築基準法」第18条第2項の規定による通知を行う場合においても同様の手続きをしてください。

2.1.8 緑化施設の面積の算出方法

【都市緑地法】

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

【趣旨】

緑化施設の面積の算出方法について定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化施設の面積は、「都市緑地法施行規則」第9条及び「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」により算出します。
- (2) 詳細は、「2.2 緑化率適合証明に関する審査基準」をご覧ください。

2.1.9 緑化施設の工事の認定

【都市緑地法】

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(認定条件)

第8条 都市緑地法第43条第1項の認定のためのやむを得ない理由とは、緑化施設に関する工事が次のいずれかの状況に該当する場合とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの積雪の深さの最大値が、横浜地方気象台横浜観測地点において50センチメートル以上
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの日ごとの平均気温の平均が、横浜地方気象台横浜観測地点において摂氏0度以下

【趣旨】

やむを得ない理由により建築物の新築又は増築の完了の日までに緑化施設工事を完了することができない場合、市町村長から認定を受けて、緑化施設工事の完了を延期できる旨を定めたものです。

【解説】

- (1) やむを得ない理由として、厳冬期に建築物が完成するが、低温や積雪などにより緑化工事が完了できない場合を規定したものです。横浜市は積雪寒冷地域ではありませんが、「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」第8条の規定に適合する場合は、認定を行います。
- (2) 認定された場合でも、認定理由がなくなった場合は、速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければなりません。

2.1 緑化率規制

- (3) 認定を受ける場合でも、植栽工事以外（園路や土留工事など）は、認定の対象とはなりませんので、ご注意ください。
- (4) 手続きの流れや必要書類等についての詳細は、「2. 3. 4 緑化施設の工事の認定の手続き」をご覧ください。

2.1.10 緑化施設の管理

【都市緑地法】

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

【横浜市緑化地域に関する条例】

(緑化施設の管理)

第五条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、法第35条の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(建築物緑化認定証の取得)

第九条 緑化率の適合について証明書の交付申請を行う者は、申請時に横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得するものとする。

【趣旨】

緑化地域の指定の目的や趣旨を踏まえ、設置された緑化施設が適切な効果を発揮するために必要な事項を規定することができる旨を定めたものです。

【解説】

- (1) 建築物を維持保全する者は、緑化施設についても良好に維持管理しなければなりません。緑化施設が将来にわたって良好に維持管理されるよう、緑化施設を計画、整備する段階から配慮してください。
- (2) 緑化率規制が適用された建築物である旨を維持保全する者が容易に認識できるよう、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき横浜市建築物緑化認定証及び認定ラベルを取得してください。
- (3) 緑化施設が基準以上ある建築物については、「建築物緑化認定証」と「緑化認定ラベル」を取得することができます。「緑化認定ラベル」のランクには、5%から30%まであります。申請に関しては、「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引【緑化認定手引書 No.1】を参照し、申請してください。

2.1.11 報告・立入検査・違反措置

【都市緑地法】

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条

4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

【都市緑地法施行令】

(報告及び立入検査)

第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

【横浜市都市緑地法施行細則】

(身分証明書の様式)

第 27 条 法第 15 条において準用する法第 9 条第 3 項に規定する身分を示す証明書並びに法第 19 条及び第 38 条第 2 項において準用する法第 11 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 35 号様式）とする。

【趣旨】

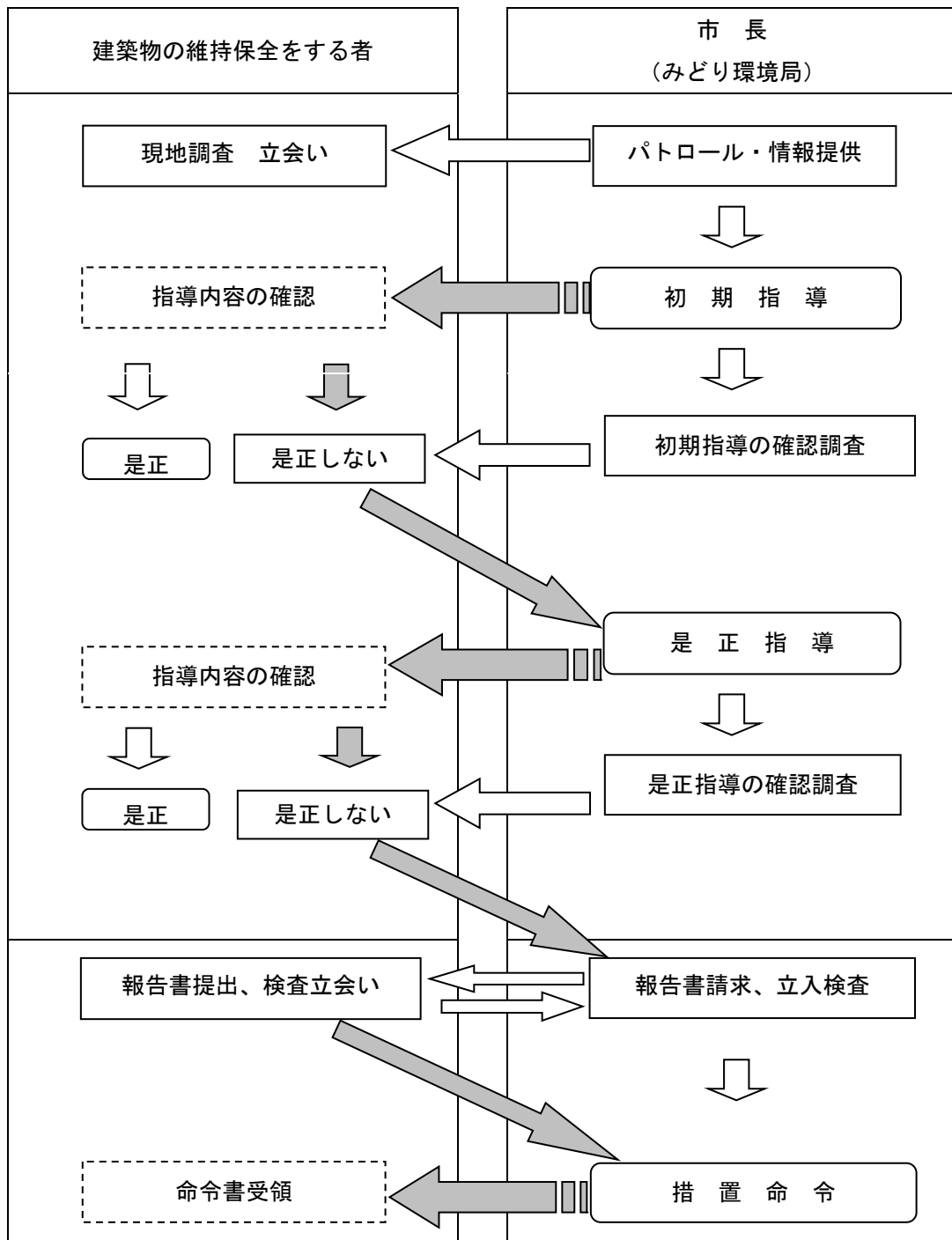
緑化率に関する規定に違反した建築物に対して、市町村長は違反是正のための措置を取ることができる旨定めたものです。

【解説】

横浜市では、完了検査後の建築物を対象にパトロールを実施するなど、緑化地域制度における違反対策を行っています。

完了検査後にパトロールや情報提供等により都市緑地法違反の疑義が判明した場合には、建築物の維持保全をする者に対して是正指導を行います。指導によっても是正されない場合は、報告書の請求や立入検査、是正するために必要な措置をとるよう命令することがあります。

緑化地域制度における違反对策フロー図



2.1.12 罰則

【都市緑地法】

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

【趣旨】

緑化率に関する規定に違反した建築物に対して、市町村長が取る違反是正措置に関する罰則を定めたものです。

【解説】

- (1) 横浜市では、都市緑地法第 44 条の規定に基づく条例において、緑化施設の管理についての罰則規定は設けておりません。

2.2 緑化率適合証明に関する審査基準

2.2.1 緑化施設の面積の算出基準

【都市緑地法】

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次にいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

(i) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

□ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

附 則（平成二九年八月二日国土交通省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となっている建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回ることとなるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【趣旨】

緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積について、緑化施設の区分と区分に応じた緑化施設の面積の算出方法を定めています。

【解説】

(1) 緑化施設の面積の算出については、「都市緑地法施行規則」および「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」に基づき、算出します。

(2) 都市緑地法施行規則改正による壁面緑化に係る経過措置について

平成30年4月1日時点で、緑化地域制度又は地区計画等緑化率の規制の対象となっている建築物のうち、平成30年3月31日以前に「緑化施設適合証明通知書」の発行を受けているもので、平成29年8月の「都市緑地法施行規則」第9条第1号（壁面緑化に係る規定）の改正により緑化率の最低限度を下回ることとなるものは、改正前の規定が適用されます。

2.2.2 共通事項

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5)略

(6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第9条第1号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。

(7) 略

(8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう

(9)～(12) 略

(13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

(14) 略

(15) 工作物 土地に定着する人工物をいう。

(16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（配送・物流センターを含む）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。

(緑化施設の算出基準)

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

(1) 緑化施設は当該敷地内に整備するものとし、算出する緑化施設の水平投影面積は、当該建築物の敷地内に包含される部分とする。

(2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。

(3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。

(4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。

(5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。

(6) 緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出する。

(7) 当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出する。

(8) 都市緑地法第35条第4項の規定により算出される緑化率の限度は、小数第3位以下を切り上げて算出する。

(9) 緑化施設の面積に次の施設の面積を含めることはできない。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの

ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの

(10) 他の法令等により設置される施設であっても、本基準に適合し他の法令等上支障がない場合は、緑化施設の面積にその面積を含めることができる。

（緑化施設の整備方法）

第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

(1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。

(2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。

(3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。

(4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。

(5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。

(6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。

(7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。

(8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。

(9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。

(10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下とすること。

(11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。

(12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高2.5メートル以上のものは150センチメートル以上、樹高2.5メートル未満1メートル以上のものは100センチメートル以上、樹高1メートル未満のものは70センチメートル以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。

(13) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。

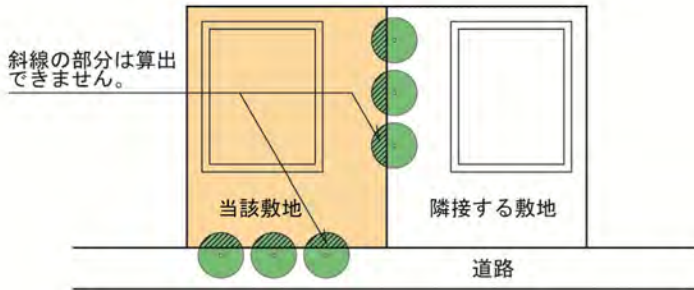
【趣旨】

緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法及び整備方法について共通する事項を定めています。

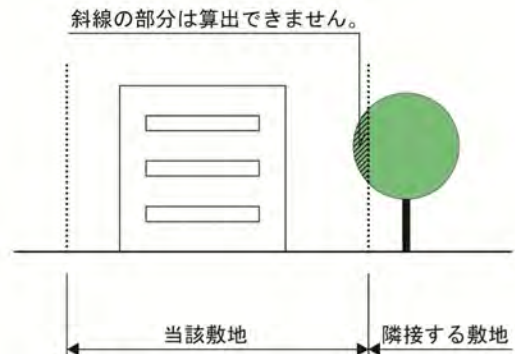
【解説 算出基準】

- (1) 算出の対象となる緑化施設は、当該建築物の敷地内に整備された緑化施設（既存の緑化施設も含まれます。）とします。敷地外に整備された緑化施設は算出の対象とすることはできません。

■図-1 (ア)

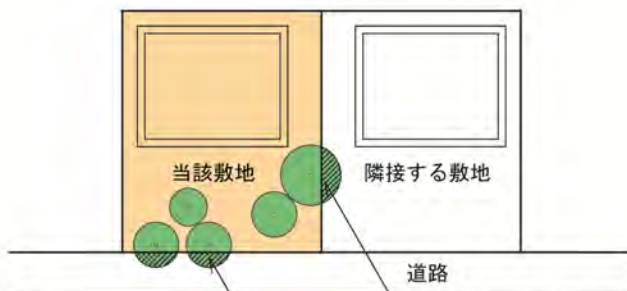


■図-1 (イ)



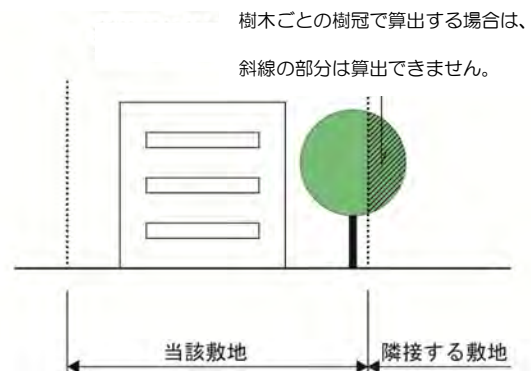
- (2) 樹木ごとの樹冠で算出する場合は、当該建築物の敷地内に植栽された樹木等であっても、敷地外にある部分は緑化施設の面積に含めることができません。また、当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。（ゼロカウントになります。）

■図-2 (ア)



樹木ごとの樹冠で算出する場合は、
斜線の部分は算出できません。

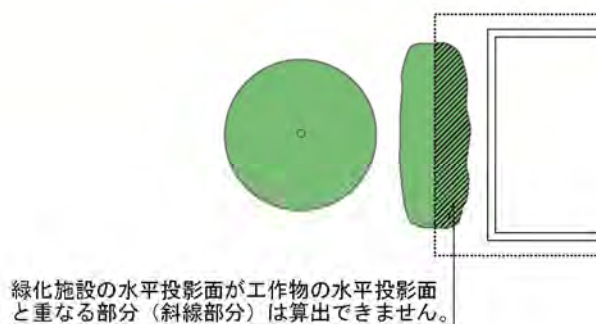
■図-2 (イ)



樹木ごとの樹冠で算出する場合は、
斜線の部分は算出できません。

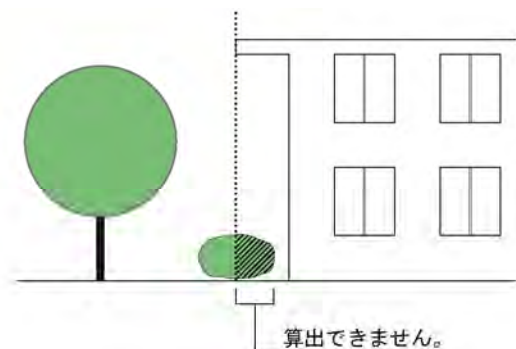
- (3) 緑化施設の直上部に庇や階段等の工作物（建築物を含む）がある場合、工作物の水平投影面に重なる部分の緑化施設の水平投影面は緑化施設の水平投影面積に含めることができません。

■図-3 (ア)



緑化施設の水平投影面が工作物の水平投影面
と重なる部分（斜線部分）は算出できません。

■図-3 (イ)

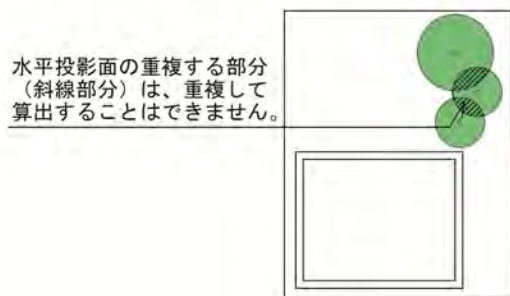


算出できません。

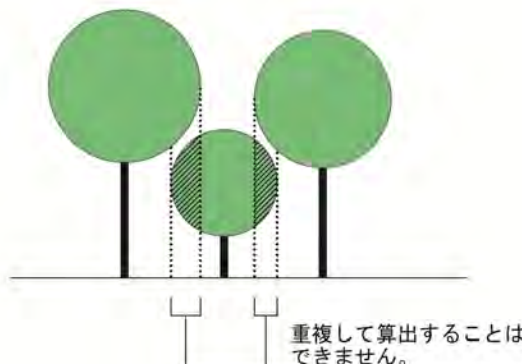
- (4) 一つの敷地内に複数の種別の緑化施設を整備することができます。また同一種別の緑化施設を複数整備することもできます。

ただし、複数の緑化施設を重複して面積を算出することはできません。

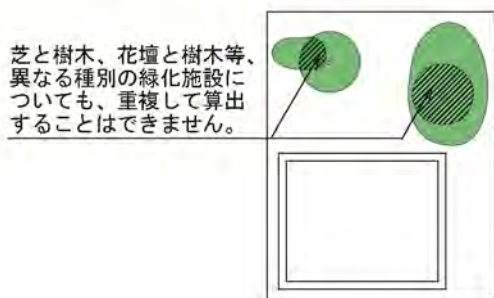
■図-4 (ア)



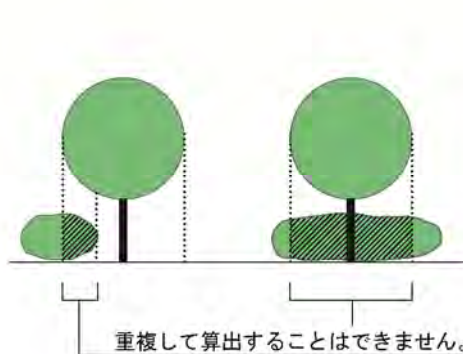
■図-4 (イ)



■図-5 (ア)

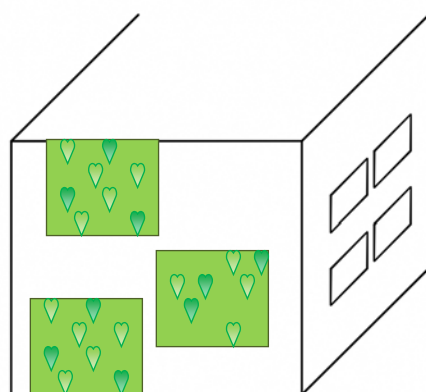


■図-5 (イ)



- (5) 一つの敷地内に複数の壁面緑化を整備することができます。

■図-6



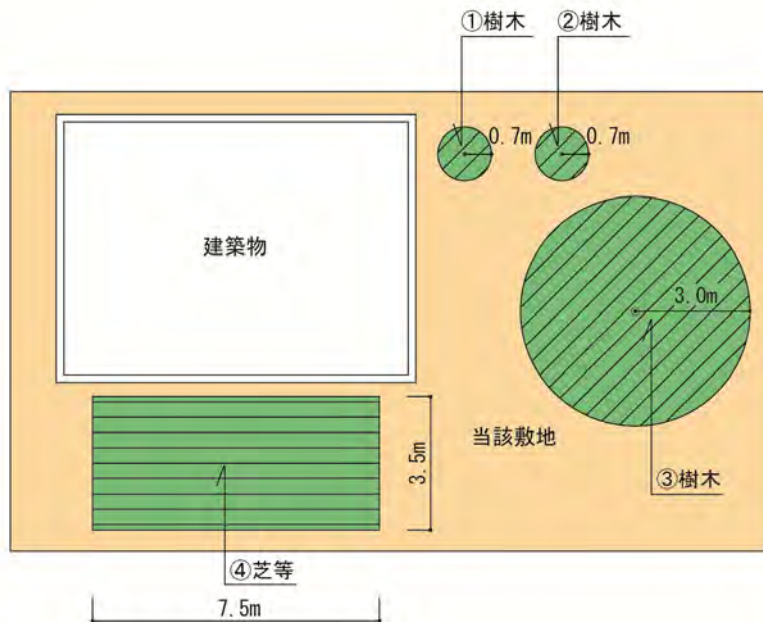
- (6) 緑化施設は、選択した種別によって算出される面積が異なる場合があります。緑化施設の面積の算出基準に適合していれば、どの算出方法も選択できます。ただし、同一の緑化施設を複数回算出することはできません。

(7) 緑化施設の面積の算出においては、緑化施設ごとに小数第3位以下を切り捨てて記入して下さい。

小数第3位以下を切り上げることや、複数の緑化施設の合計について小数第3位以下を切り捨てることはできません。

● 計算例

- ・ 樹冠の大きさの異なる樹木と芝等を植栽する場合



①樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53㎡※
②樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53㎡※
③樹木	水平投影面積	$3.0\text{m} \times 3.0\text{m} \times 3.14 = 28.26\text{m}^2$	→28.26㎡※
④芝等	水平投影面積	$7.5\text{m} \times 3.5\text{m} = 26.25\text{m}^2$	→26.25㎡※

$$1.53\text{㎡} + 1.53\text{㎡} + 28.26\text{㎡} + 26.25\text{㎡} = 57.57\text{㎡}$$

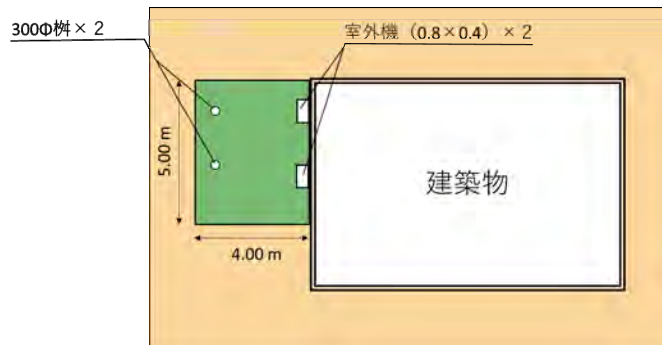
この敷地の緑化施設の面積は、57.57㎡となります。

- ※ 緑化施設ごとに面積の小数第3位以下を切り捨ててください。
複数の緑化施設の面積を足してから小数第3位以下を切り捨てることはできません。

(8) 緑化施設内に控除物がある場合には、その面積を控除してください。

●計算例

- ・緑地の面積 20 m²
- ・控除物の面積
300Φ樹 $\div 0.07065 \rightarrow 0.07 \text{ m}^2 \times 2 = 0.14 \text{ m}^2$
室外機 $(0.8 \times 0.4) = 0.32 \text{ m}^2 \times 2 = 0.64 \text{ m}^2$
- ・緑化施設の面積 $20 \text{ m}^2 - (0.14 \text{ m}^2 + 0.64 \text{ m}^2) = 19.22 \text{ m}^2$



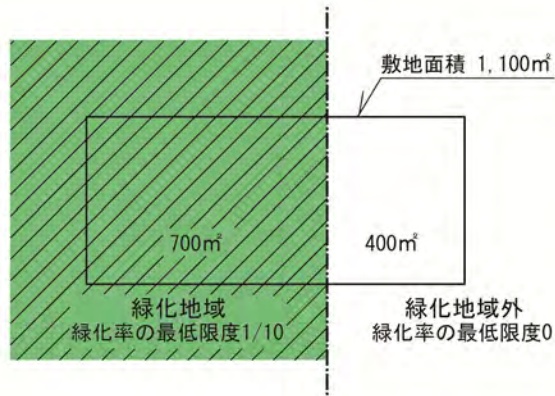
(9) 緑化率は、各緑化施設の面積（小数第3位以下切り捨て）の合計の、敷地面積に対する割合で求めることとし、小数第3位以下を切り捨ててください。

●計算例

- ・緑化施設の面積 57.57m²
 - ・敷地面積 510m²
 - ・緑化率 $57.57 / 510 \div 0.112882 \rightarrow 11.28\%$
- この建築物の緑化率は11.28%となります。

- (10) 緑化地域に関して定められた緑化率の制限が異なる2以上の区域にまたがる敷地を有する建築物の場合、各区域に存する敷地の部分の面積に応じて按分して計算される緑化率は小数第3位以下を切り上げて適用します。

● 計算例



$$\left(\frac{1}{10} \times \frac{700}{1,100}\right) + \left(0 \times \frac{400}{1,100}\right) \doteq 0.06363$$

この敷地における建築物の緑化率の最低限度は6.37%となります。

(計算により求めた緑化率は、小数点第3位以下を切り上げたパーセント表記にしてください。)

<端数処理方法のまとめ>

対象	端数処理	備考
緑化率の最低限度 (%)	少数第3位以下切り 上げ	基準緑化率の算出に当たり按分が必要な場合に要計算
緑地の面積 (㎡)	少数第3位以下切り 下げ	緑地を過大評価しないよう切り 下げ
控除物の面積 (㎡)	(特段の定めなし)	端数処理方法は資料内で統一
緑化率 (%)	少数第3位以下切り 下げ	緑化率を過大評価しないよう切り 下げ

(11) 以下の施設は、緑化施設の面積の算出対象とすることができません。

ア 保安施設

森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの

イ 地すべり防止施設

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの

ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの

■図-7



算出できません

固定されていない、容易に動かせる栽培容器は緑化施設の面積に算出できません。

■図-8



算出できます

アンカーボルト等により土地（人工地盤を含む）又は工作物に固定され、容易に動かせない栽培容器は、緑化施設の面積に算出できます。

(12) 他の法令等により設置される緑地等を、緑化地域に関して定められた緑化施設とする場合、他の法令上支障がないか、各法令等を担当する窓口へ確認してください。

【解説 整備方法】

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体が調和よくなるよう、緑化施設を配置してください。著しく片寄らせて樹木を植えることの無いように計画してください。
- (2) 周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。芝等のみ、低木のみとならないよう、バランスよく計画してください。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮してください。枯死することが明らかであったり、将来的に撤去されたりするようなことが無いように計画してください。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討してください。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石、化粧ブロック、フェンス等の構造物を設けてください。特に店舗や集合住宅などは自転車や歩行者に踏まれたりすることが無いよう、縁石等を積極的に利用して計画してください。
- (7) 車路及び駐車スペース等の緑化は維持が困難なことから適切ではありません。
- (8) 屋上に緑化施設を整備する場合は、管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。安全带等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。
- (10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下としてください。

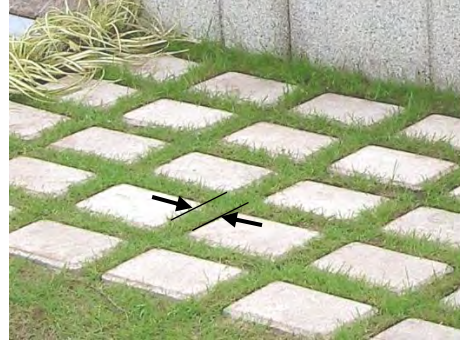
- (11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については10センチメートル以上確保してください。緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅を確保してください。

■図-9 (ア)



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
樹木植栽地以外の緑化施設の最低幅員は10センチメートルです。

■図-9 (イ)



芝等の場合においても、10センチメートル以上の幅が無いものは緑化施設に含めることができません。

■図-10



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
植物が良好に生育できるような環境を確保してください。

- (12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ(概ね樹高2.5m以上のものは1.5m以上、樹高2.5m未満1m以上のものは1m以上、樹高1m未満のものは0.7m以上)の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保してください。

- (13) 植栽時に樹高が1m以上の樹木については、支柱等を適切に設けてください。

2.2.3 緑化施設の種別ごとの算出

(1) 壁面緑化

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第9条第1号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。

(7)～(12) 略

(13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

(14)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 壁面緑化の面積 しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートル当たり3株以上植栽されている部分又は壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物(落葉性の草本を除く。)が10株以上植栽されている部分の面積とする。

イ 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

ウ 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。

(2)～(8) 略

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

- (1) 略
 - (2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。
 - (3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
 - (4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
 - (5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。
 - (6) ～(10) 略
- (緑化施設の整備方法)

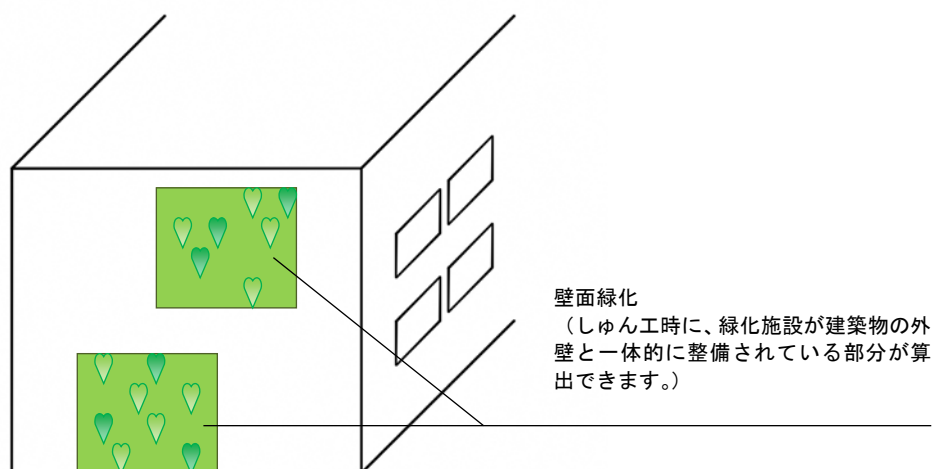
第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) ～(8) 略
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。
- (10)～(13) 略

【解説】

- (1) 建築物の外壁と一体的に整備された緑化施設は壁面緑化として算出できます。誘引施設等は外壁と緊結していることが目視で容易に確認できるように計画してください。独立して設置されたフェンスなどを緑化しても壁面緑化として算出できません。

■図-11

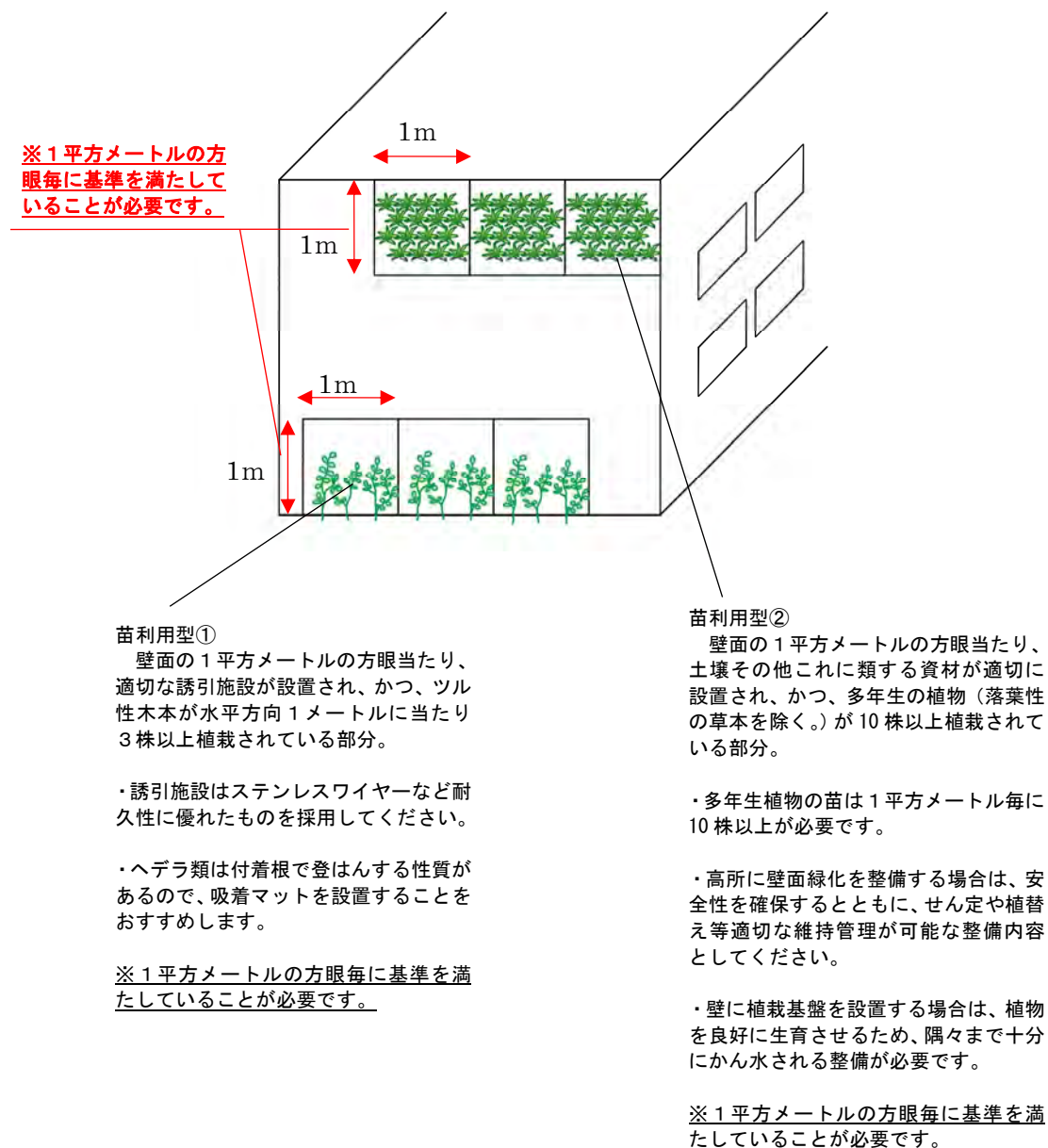


(2) 壁面緑化は次の3つの方法（ア、イ、ウ）から算出することができます。

ア （苗利用型）

- ① 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートルに当たり3株以上植栽されている部分の面積が算出できます。
- ② 壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積が算出できます。

■図-12

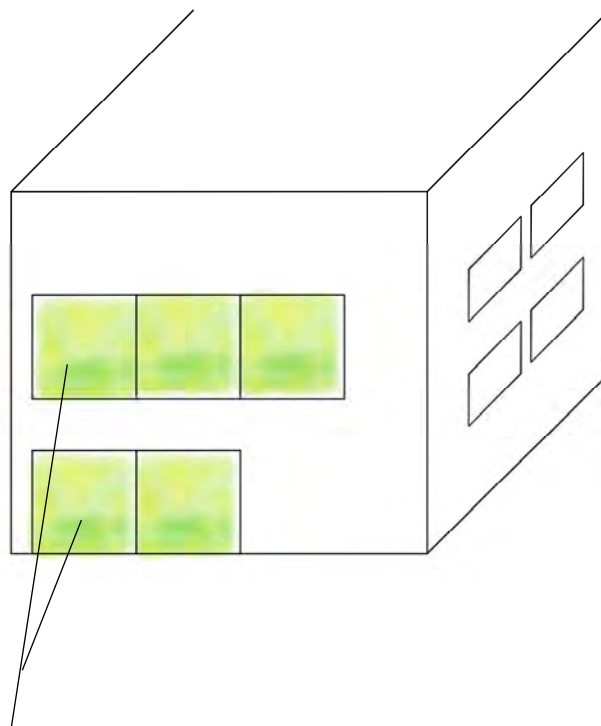


イ (植栽基盤型)

壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積が算出できます。

土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけではなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものとしてください。

■図-13



植栽基盤型

芝張りのように低く面的に緑化された施設が、壁面に沿って立ち上がったイメージです。

- ・根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保された植栽基盤の面的な整備が必要です。
- ・高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。
- ・植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備が必要です。

ウ (自力による被覆型)

壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積が算出できます。

既存のツル植物が壁面に強固に吸着している場合等が算出に向きます。

誘引施設を用いて整備する場合は「ア(苗利用型)」による算出としてください。

■図-14



自力による被覆型

ナツヅタやオオイタビ等の植物が強固に壁面に吸着して覆っているイメージです。

- ・強風等によって剥離する恐れがない場合に算出できます。
- ・高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。

(3) 算出上の注意事項

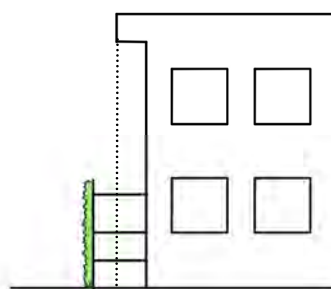
- ① 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできません。

■図-15



算出できません

壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっている場合は算出できません。



算出できます

壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっていない場合は算出できます。

- ② 複数の壁面緑化について、水平投影が重なっていても算出することができます。
- ③ 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできません。壁面の同じ個所を算出することができるのは1回だけです。
- ④ 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできません。一つの緑化施設が算出できるのは1回だけです。

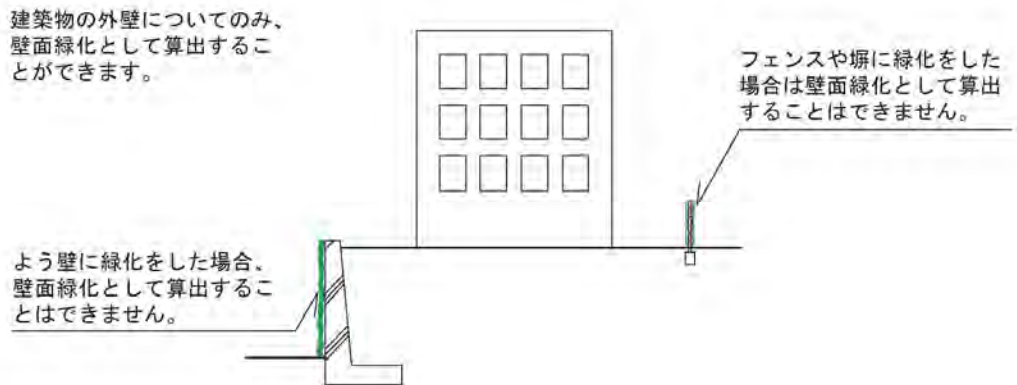
(4) 整備方法の注意事項

- ① 緑化資材には、登はんマットや金網、ワイヤーなど、植物の性質を考慮して適切な補助資材を設置し壁面に誘引してください。
- ② 植物により生育に適する温度環境、水分環境、日照環境等は異なるので注意が必要です。
- ③ 植物により登はんや下垂する性質が異なるので注意が必要です。
- ④ 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。
- ⑤ 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。

⑥ 人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。

(5) フェンスや塀、よう壁等の構造物（建築物の外壁とみなされる場合を除く）に整備された緑化施設は壁面緑化として算出することはできません。

■図-17



(6) 算出上の注意事項

申請には緑化施設が整備された壁面の鉛直投影の面積の算出根拠を示すための立面図（必要に応じて展開図）を提出してください。求積は緑化施設の面積ではなく、緑化施設が整備された壁面の鉛直投影面積で行うことに注意してください。

その他必要な書類

- 建物の軒や庇の状況を示す建築の断面図、^{かなばかりす}矩計図など。
- 壁面緑化の構造を示す詳細図

植栽基盤、誘引資材、かん水設備などの計画がわかるように図面を作成してください。

※上記以外にも、計画の内容や管理方法等について審査するために必要な書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 樹木

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計
 - (1) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計
 - (2) 樹木(高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。)ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円(その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの(その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

 T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数 T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数 T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数 T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

- (ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ～ホ(略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいい、一部の突出した枝は含まない。
- (4) 樹高 樹木の樹冠の上端から幹が地面に接している部分までの垂直高をいう。ただし、支柱等の資材を用いなければ自立しない部分は含まない。
- (5) 株立 樹木の幹が根元近くから分岐したものをいう。
- (6) 略
- (7) みなし樹冠 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(2)の規定により算出された円をいう。
- (8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう。
- (9) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 略
- (2) 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(1)の規定による樹木ごとの樹冠の面積 敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積とする。
- (3) みなし樹冠の面積 しゅん工時の樹高により算出したみなし樹冠の面積とする。
ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
イ タケ類の本数を含めることはできない。
ウ みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできない。
- (4) 樹木植栽地の面積 しゅん工時の樹高に応じた樹木の本数が都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に掲げる式を満たす部分により算出したものの面積とする。
ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
イ タケ類及び樹高0.4メートル未満の樹木の本数を含めることはできない。
- (5) 以下略

【解説】

(1) 樹木ごとの樹冠の水平投影面積は、緑化工事しゅん工時の樹木の形状寸法により算出します。

- ① 樹木の樹冠の水平投影の中におさまる楕円及び多角形であれば、その水平投影の面積を樹冠の面積として算出することができます。

ただし、樹冠の水平投影面が他の緑化施設の水平投影面と重複する部分は重複して算出することはできません。

■図-21



- ② すべての樹木を算出することができます。(タケ類も算出することができます。)

※樹高が0.4m未満のハイバクシンなどの地面を低く面的に覆う樹木やオカメザサのような低く面的に覆うタケ類は「芝等の面積」に算出できます。

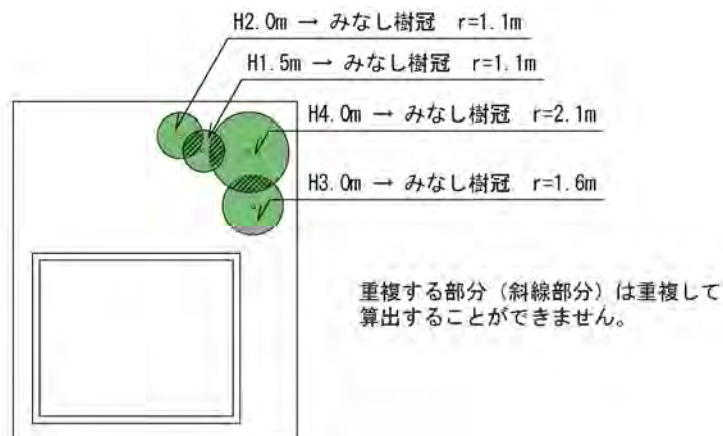
(2) みなし樹冠の水平投影面積による算出

- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面について、当該樹木の幹の中心をその中心とする円形の樹冠をもつものとみなして算出した円(みなし樹冠)の水平投影面積を緑化面積として算出することができます。なお、みなし樹冠の半径は以下の表の通りです。

また、みなし樹冠の水平投影面が他の緑化施設の水平投影面と重複する部分は重複して算出することはできません。

樹木の高さ (H)	樹冠の水平投影面とみなす半径 (r)
1m以上2.5m未満の樹木	1.1m
2.5m以上4m未満の樹木	1.6m
4m以上の樹木	2.1m

■図-22

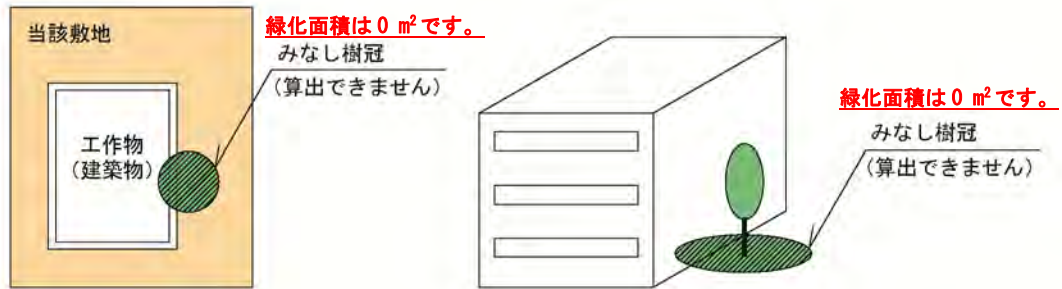


- ② みなし樹冠の水平投影面が根鉢の上端より高い位置に設置された工作物（建築物も含む）の水平投影面と重なる樹木は、みなし樹冠の面積として算出することができません。

みなし樹冠の水平投影面の一部もしくは全部が、根鉢の上端より高い位置にある工作物（建築物を含む）に重なるものは、みなし樹冠の面積として算出することができません。

■図-23 (ア)

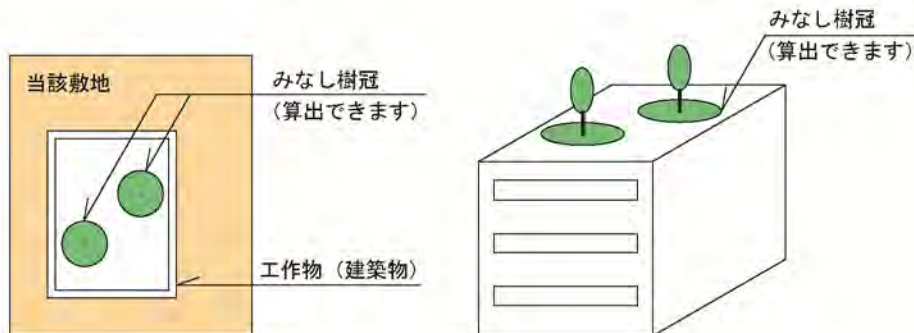
■図-23 (イ)



根鉢の上端より低い位置にある工作物（建築物）については、みなし樹冠の算出に影響しません。

■図-24 (ア)

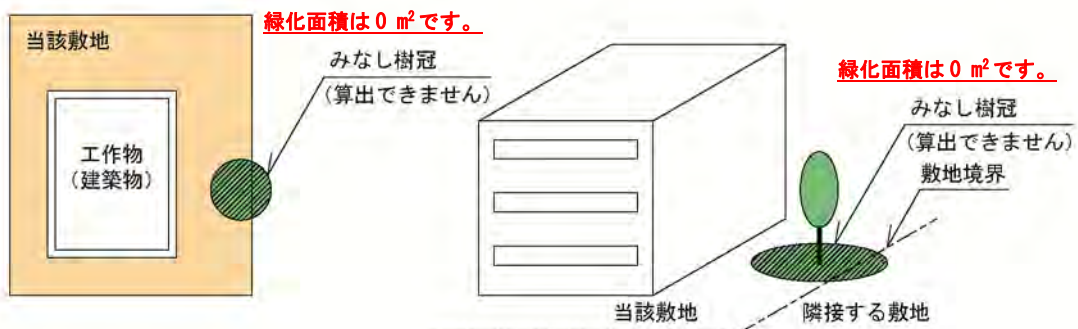
■図-24 (イ)



- ③ 当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することができません。

■図-25 (ア)

■図-25 (イ)



- ④ 樹高1m未満の樹木、タケ類は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。

(3) 樹木植栽地の面積による算出

- ① 樹木植栽地の面積として算出する部分は、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われていることが必要です。樹木の生育等に関連性が無い部分は面積に算出することができません。
- ② 樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）と樹高に応じた樹木の本数（T₁、T₂、T₃、T₄）が次に掲げる式を満たしていれば、当該部分の水平投影面積（A）を緑化施設的面積として算出することができます。

（植栽密度の計算式）

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A 樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積

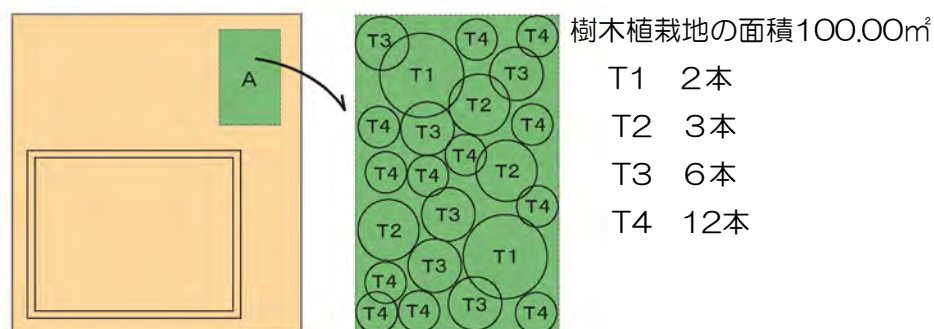
T₁ 高さ4m以上の樹木の本数

T₃ 高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T₂ 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T₄ 高さ0.4m以上1m未満の樹木の本数

● 計算例



$$A \leq 18 \times 2 \text{ 本} + 10 \times 3 \text{ 本} + 4 \times 6 \text{ 本} + 12 \text{ 本} = \underline{102}$$

樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）が100㎡の場合、上記の式を満たす（ $100 \leq 102$ ）ので、Aを緑化施設として算出することができます。上記の式を満たさない場合は、樹木密度が不足しているので、樹木本数を増やしてください。

- ③ 樹木は将来にわたって良好に生育できるよう、適切な配置で植栽してください。樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていなくては算出できません。
- ④ タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木は樹高に応じた樹木の本数（T₁、T₂、T₃、T₄）に含めることはできません。株立の樹木の本数は株ごとの本数とします。

- ⑤ 樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
- ⑥ 樹木は著しく片寄せることなく、バランスよく配置してください。



- (4) 樹木、タケ類は樹高に応じて以下の表を参考に緑化施設を選んで算出してください。

■表 樹木として算出できる緑化施設の区分

緑化施設の 種別	樹高0.4m未満 の樹木	樹高0.4m以上 1.0m未満の樹木	樹高1.0m以上 の樹木	タケ類	ササ類 (低いタケ類)
樹冠	△	△	○	○	△
みなし樹冠	×	×	○	×	×
樹木植栽地	×	○	○	×	×
芝等	○	△	×	△	○
花壇等	△	×	×	△	△

※表中の○は算出できることを、△は推奨しないことを、×は算出できないことを示します。

※樹高が0.4m未満のハイバクシンなどの地面を低く面的に覆う樹木やオカメザサのような低く面的に覆うタケ類は「芝等の面積」に算出できます。

(3) 芝等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ (略)
 - ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
 - ハ～ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) 略

(9) 芝等 都市緑地法施行規則第9条第2号ロに規定する緑化施設で、コウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、ハイビャクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う植物により覆われている部分をいう。

(10)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 芝等の面積 しゅん工時に地面や工作物の表面が植物により覆われている部分の面積とする。

ア 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とする。

イ 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできない。

(6)～(8) 略

(緑化施設の整備方法)

第5条 緑化施設の整備にあたっては、次の事項に配慮すること。

(1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。

(2)～(5) 略

(6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。

- (7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。
 (8)～(10) 略
 (11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。

【解説】

- (1) しゅん工時に、芝等で覆われている部分の水平投影面積を芝等の面積とします。
- (2) 芝等は地面を低く面的に覆う多年生の植物が対象です。地面を低く面的に覆う多年生の植物にはハイビヤクシン、ヒペリカム・カリシナムなどの低木、コウライシバ、マツバギク、タマリユウなどの多年生の草本及びオカメザサなどの低く面的に広がるタケ類があります。
- (3) 屋外において1、2年で枯死する植物及び季節により地上部がなくなる植物は芝等の面積に算出することは出来ません。
 屋外において1、2年で枯死する植物にはインパチェンス、コリウス、パンジー、コスモスなどの植物があります。季節により地上部がなくなる植物には、ギボウシ、ミソハギ、スイセンなどの落葉性の多年生の草本や球根植物があります。

■図-26

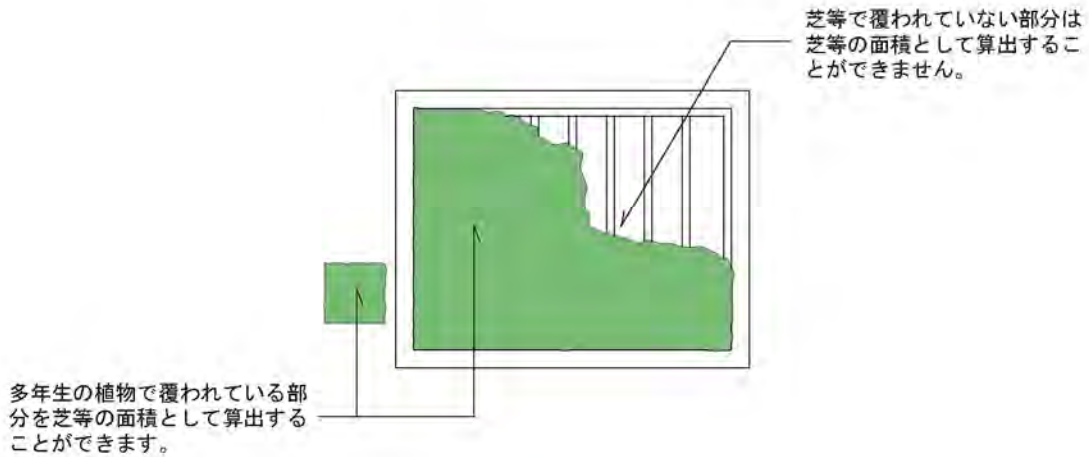


インパチェンスやコリウスなどの一年生の草本は1年以内に枯死するため、芝等の面積に算出することはできません。

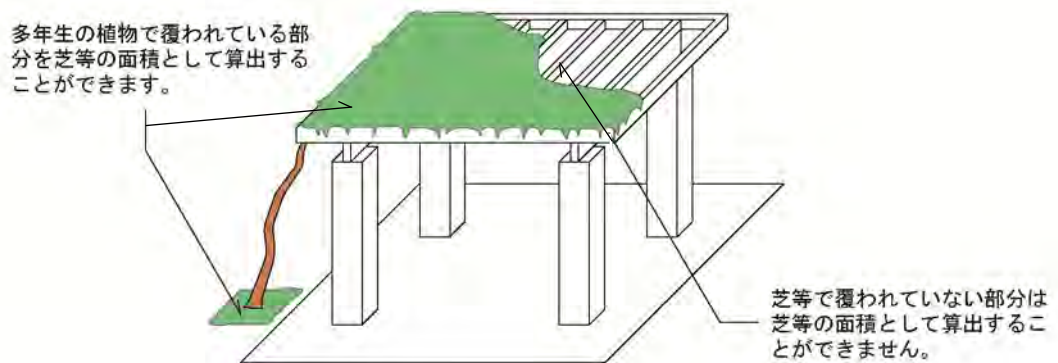
- (4) 芝等を保護することを目的とする緑化ブロック等の緑化資材を使用した場合は、表面が芝等で覆われている部分のみ、芝等の面積として算出することができます。
 表面が芝等で覆われていない部分は芝等の面積として算出することが出来ません。
 駐車スペース等、車輛や歩行者によって緑化施設の地上部や根に圧力がかかる場合や、車輛の排気ガスやエンジンの熱が緑化施設にあたる場合、その頻度や程度によっては緑化施設を将来にわたって維持管理をすることが困難となるので、このような場所への整備はできる限り避けてください。

- (5) 藤棚やパーゴラを多年生の植物が覆っている部分は、芝等の面積として算出することができます。

■図-27 (ア)



■図-27 (イ)



- (6) 芝等の最低幅は10センチメートルです。舗装用緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅は10センチメートル以上が必要です。

(4) 花壇等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ、ロ (略)
 - ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分(その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
 - ニ、ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3)～(9) 略
- (10) 花壇等 都市緑地法施行規則第9条第2号ハに規定する緑化施設で、草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態にある部分をいう。
- (11)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 花壇等の面積 しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌その他これに類するもので覆われている部分の面積とする。
- ア タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出することができる。
- イ 植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の株数に含めることができない。
- (7)(8) 略

【解説】

- (1) しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌やマルチング材など植物の生育のために必要なもので覆われている部分の水平投影面積を面積として算出できます。

植物の生育に関わらない砂利敷き等で覆われている部分は算出できません。

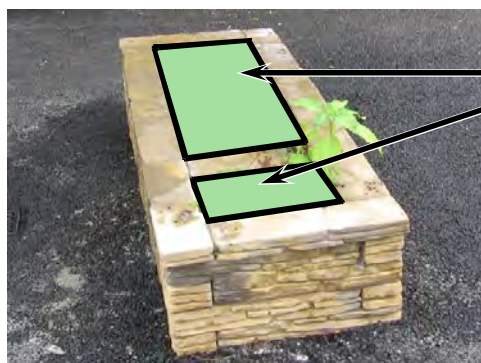
適宜植え替えなどを行うことにより、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態にあるものを花壇等の面積として算出できます

■図-28



草花等が10株/m²以上植栽されていること

■図-29



草花等が生育するための土壌等で覆われている部分を花壇等の面積として算出できます。

- (2) タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木、一年生草本、多年生草本を花壇等の算出に含めることができます。

一年生草本とはパンジー、ヒマワリ、コスモス等おおよそ1年以内に枯死する草本のことです。多年生草本とはギボウシ、クリスマスローズ、マーガレット等、複数年にわたって生育する草本のことです。

- (3) しゅん工時に植物が種子、休眠状態の球根や根だけで地上部が枯れている状態等、目視による確認が困難な場合は、花壇等の面積として算出することができません。1平方メートル当たり10株以上が植栽されていることが容易に確認できるよう、検査時の状態に配慮して計画してください。

(4) 花壇の縁石等の水平投影面積は、花壇等の面積として算出することができません。

■ 図-32



花壇の枠、土留め、縁石等は花壇等の面積に算出できません。

(5) 水流等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ～ハ (略)
 - ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積
 - ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(10) 略
- (11) 水流等 都市緑地法施行規則第9条第2号二に規定する緑化施設で、護岸や底面に石や土などの自然素材や植物が用いられており、常時表面が水面に覆われている部分をいう。
- (12) (13) 略
- (14) 護岸 水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいう。
- (15) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1)～(6) 略
- (7) 水流等の面積 その水平投影面の外周(護岸が整備されている場合は、護岸を含む。)の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからハまでに規定する緑化施設に接しているものの水面の面積とする。
- (8) 略

【解説】

- (1) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち、水流、池その他これらに類するもの（以下、水流等という）の水平投影面積を水流等の面積として算出することができます。
- (2) 護岸や底面に石、土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然的空間の中にある沼や池、川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息、生育空間としての機能が期待できるものを、水流等の面積として算出することができます。

■ 図-33 (ア)



■ 図-33 (イ)



- (3) 常時表面が水面に覆われている部分の水平投影面積を水流等の面積として算出することができます。

■ 図-34



常時水面に覆われていない護岸等は水流等の面積に算出できません。

水流等の面積は常時表面が水面で覆われている部分を算出します。

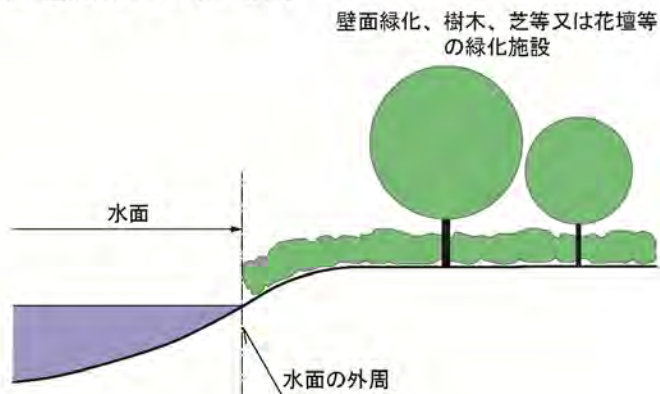
- (4) 水面の水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む）の1/2以上が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に接しているものの水面を、水流等の面積として算出することができます。

緑化率適合証明等の手続きに必要な「配置図」及び「緑化施設の求積図」を作成する際には水流等の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に接している部分分かるように線の太さや着色等に配慮してください。

なお、緑化施設は水面の外周に連続して接している必要はありません。

■ 図-35

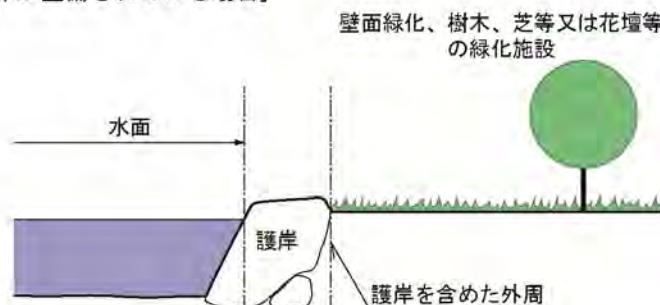
[護岸が整備されていない場合]



水面の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に1/2以上、接している場合に算出できます。

■ 図-36

[護岸が整備されている場合]



護岸を含めた水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に1/2以上、接している場合に算出できます。

(6) 園路等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ～ニ (略)
 - ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(11) 略
- (12) 園路等 都市緑地法施行規則第9条第2号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。

(13) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1)～(7) 略

(8) 園路等の面積 その水平投影面の外周の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に接しているものの面積とする。

ア 建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできない。

イ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできない。

【解説】

(1) 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に付随して設けられる園路、土留、その他の施設（以下、園路等という）の水平投影面積を園路等の面積として算出することができます。

水平投影面の外周の2分の1以上が壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に接しているものを、園路等の面積として算出することができます。

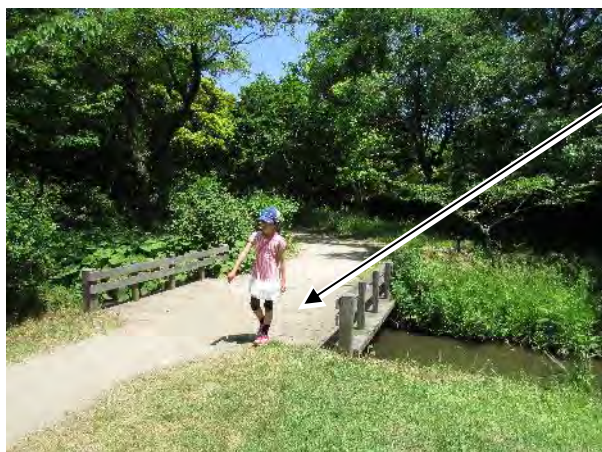
緑化率適合証明等の手続きに必要な「配置図」及び「敷地及び緑化施設の求積図」を作成する際には園路等の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に接している部分分かるように線の太さや着色等に配慮してください。

なお、緑化施設は園路等の外周に連続して接している必要はありません。

(2) 樹木や植栽等と一体となった小規模な広場、緑化施設の維持管理を目的として設置された散水施設、排水施設を園路等の面積として算出することができます。

建築物の排水のために整備された施設や、建築物に出入りするために整備されたアプローチ等は園路等の面積として算出できません。

■図-37 (ア)



壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に付随しているものに限り、園路等に算出できます。

■図-37 (イ)



・壁面緑化から水流等までの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限ります。

・樹木や植栽等と一体になっているものが算出できます。

・建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできません。

- (3) 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設の面積の合計の4分の1を超えて園路等の面積として算出することはできません。

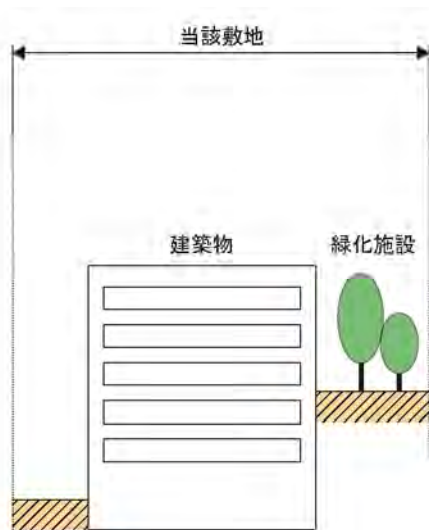
$$A \leq \frac{1}{4} S$$

A 園路等の面積

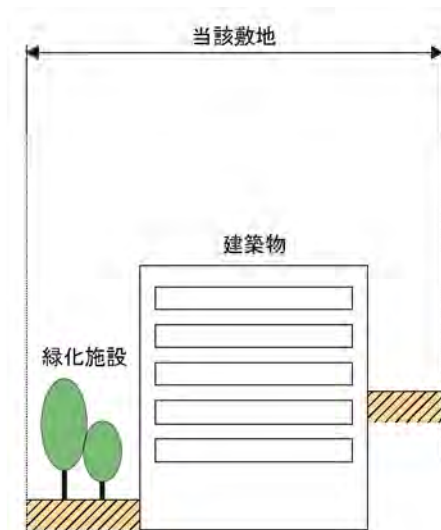
S 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設の面積の合計

- (4) 建築物の躯体を土留めとして利用している場合は、建築物の面積を園路等の面積として算出することができません。

■ 図-38



■ 図-39



建築物を土留めとして利用している場合は、建築物を園路等として算出することは出来ません。

(緑化施設の維持管理を目的として設置されたもの以外の土留めは園路等として算出することができません。)

(7) 屋上緑化

【都市緑地法】

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(緑化施設の整備方法)

第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壤環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5)～(7) 略
- (8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (9)～(13) 略

【解説】

- (1) 緑化施設は建築物の空地、屋上その他の屋外に整備することができます。
建築物や工作物の屋上（バルコニー、ベランダを含む）に整備される緑化施設は各区分に応じて算出することができます。
- (2) 一般的に屋上は乾燥や強風等、植物にとってストレス要因が多い環境です。緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。安全帯等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (3) 屋上緑化の申請時には構造詳細図等を添付してください。

2.3 緑化率適合証明等の手続き

2.3.1 緑化率適合証明の確認と検査手続き

緑化地域に関する緑化率規制が適用される建築物の新築又は増築を行う際には、建築確認申請を行う前に緑化施設の適合に関する証明等の手続きが必要となります。

申請に必要な様式は、横浜市みどり環境局緑化地域制度のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/download.html>)

緑化施設適合証明通知書及び関係書類は、建築確認申請の添付図書となります。

完了検査（「建築基準法」第7条及び第7条の2、第18条）に際しては、建築主事等により、緑化施設適合証明通知書及び関係書類に基づき目視による検査が行われます。事前に「緑化施設チェックシート」による確認を行ってください。

添付図書一覧

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化率適合証明 (変更) 申請書 (要綱第11条第1項) (第12号様式)	正1 副1 + 副1 (※1)	○法第35条の規定が適用される建築物	
		・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
		・構造詳細図(壁面緑化・屋上緑化を行う場合)	緑化施設の断面の構造 材料の種別及び寸法
		・緑化施設の求積図及び面積算出表(緑化地域用)	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
		・緑化施設の写真及び撮影位置図(既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
		・委任状(※2)	申請者本人の署名又は記名、(必要に応じて代理人の印) 委任事項(例:緑化地域制度に関する一切の手続き)を記載してください。
		・事前セルフチェックシート(※3)	資料作成に当たっての注意点についてご確認ください。
		○法第36条の規定が適用される建築物	
		・建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

2.3 緑化率適合証明等の手続き

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書(※5)(※6) (要綱第3条第1項) (第1号様式)	正1 副1	・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
		・構造詳細図(壁面緑化・屋上緑化を行う場合)	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
		・緑化施設の求積図及び面積算出表(緑化地域用)	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
		・緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
		・緑化施設の写真及び撮影位置図(既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
		・委任状(※2)	申請者本人の署名又は記名(必要に応じて代理人の印)、委任事項を記載してください。
・手数料納付後の領収書の写し			
緑化施設工事完了延期認定申請書 (要綱第7条第1項) (第7号様式)	正1 副1 + 副1 (※1)	・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し	
		・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに都市緑地法施行規則第9条により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積
・工事を完了することができない理由を証する書面	工事を完了することができない理由に関する事項		

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化施設 工事完了 届 (要綱第 9条第1 項) (第10 号様式)	1 (※ 4)	・緑化施設の整備状況を示した写真	
緑化率の 証明等に 関する名 義変更届 (要綱第 13条第 1項) (第15 号様式)	1 (※ 4)		
緑化率の 証明等に 関する取 下届 (要綱第 14条第 1項) (第16 号様式)	1 (※ 4)		
緑化率の 証明等に 関する取 止届 (要綱第 14条第 2項) (第17 号様式)	1 + 副1 (※ 1)		

- ※1 建築確認及び計画通知の手続きを行う場合は、別に副1部を提出してください。
- ※2 委任状は、代理人が申請手続きをする場合に添付してください。様式は定めていません。
- ※3 事前セルフチェックシートは、正1部のみを提出してください。
- ※4 手持ち等で必要であれば前もって写しをご用意ください。窓口では写しをお渡しできません。
- ※5 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)
- ※6 緑化率の適用除外に関する許可申請前に納付書(当課が交付します。)にて適用除外の手数料を納付後、その領収書の写しを添付して申請してください。

2.3.2 緑化率適合証明の申請について

【都市緑地法】

(緑化率) [再掲]

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。（以下省略）

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第13条 省令第29条第1項の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（第6号及び第7号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第3(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 建築物の工事種別
- (3) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置
- (4) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (5) 建築着工予定年月日
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日

- (7) 変更の理由
 (8) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

別表第3（第13条第1項）

(ア)	(イ)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	緑化施設の求積図及び面積算出表（緑化地域用）	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
	緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

【趣旨】

緑化地域の緑化率に関する規定が建築基準関係規定であること、及び緑化率に関する規定に適合していることの証明書の交付を市長に求めることができる旨を定めたものです。

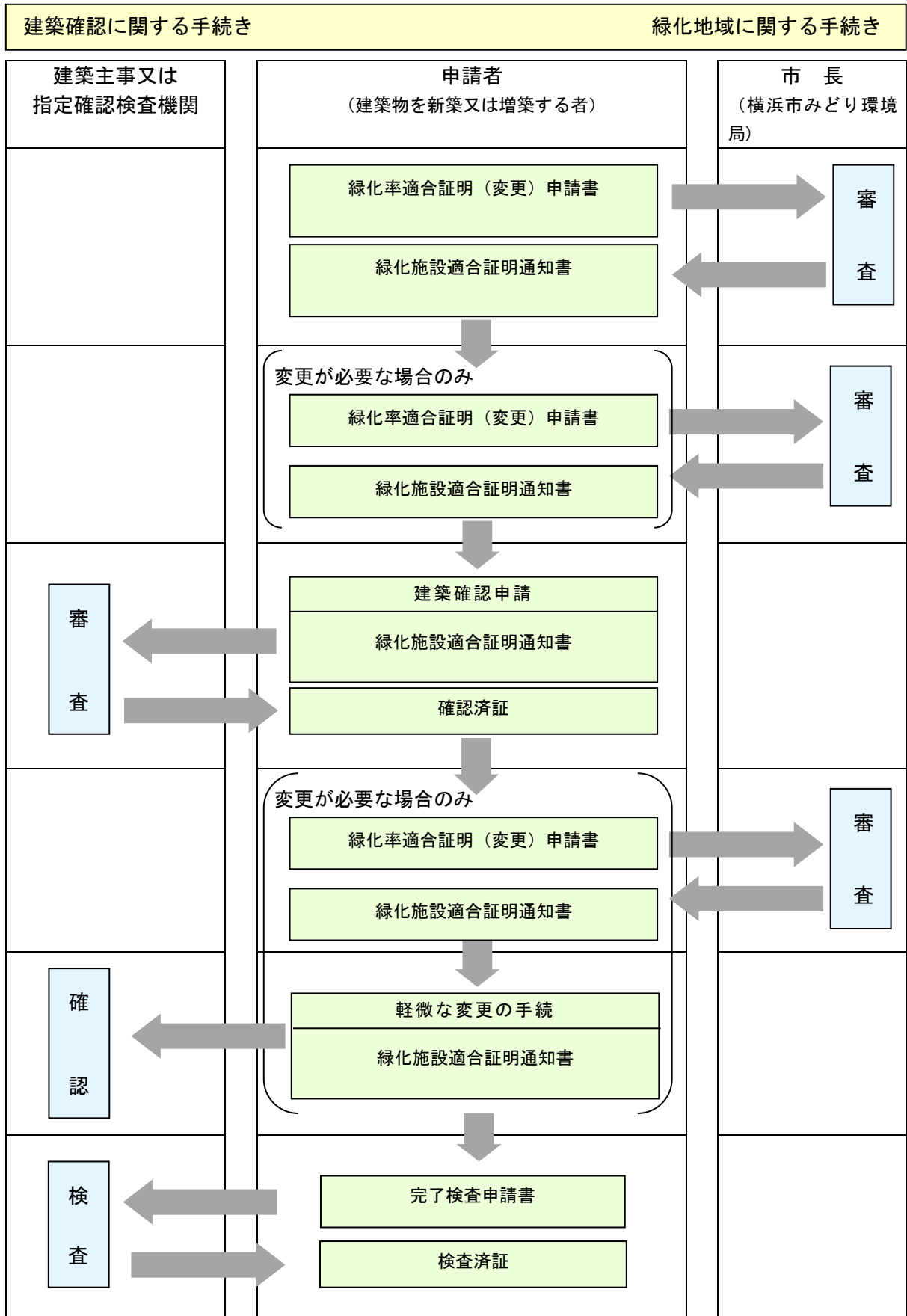
【解説】

- (1) 「建築基準法」第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請及び同法第18条第2項の規定による計画通知（以下「確認申請及び計画通知」という。）を行う場合は、緑化率の適合について証明書の交付申請を行ってください。
- (2) 緑化率の適合について証明書の交付後に計画を変更しようとする場合も同様の手続きが必要です。なお、緑化施設適合証明通知書の記載に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更、「樹木植栽地」の樹木数の変更（基準内）については、簡略な変更手続きを行ってください。簡略な変更手続きについては「5. 1. 1 関係条文 緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領」を参照してください。

2.3 緑化率適合証明等の手続き

- (3) 緑化率適合証明申請の標準処理期間は15日間です。申請書類の補正等（修正や差替え）がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。
- (4) 確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化施設適合証明通知書、緑化率適合証明申請書、配置図、構造詳細図（建築物の壁面及び屋上に緑化を行った部分の立・断面図のみ）、緑化施設求積図です。必ず、みどり環境局の照合印を押したもの（写し）を1部添付してください。
- (5) 他の法令に基づき緑化を行う場合でも、緑化地域に関する規定が適用されますので、申請を行ってください。
- (6) 「都市緑地法」第36条の規定が適用される建築物の場合は、原則として当該認定の公告日（市報登載日）以降に、緑化率適合証明申請書に認定通知書（写し）及び認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）を添付して申請してください。確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化施設適合証明通知書、緑化率適合証明申請書、一の敷地とみなされる土地全体の認定通知書（写し）、認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）、配置図、構造詳細図（建築物の壁面及び屋上に緑化を行った部分の立・断面図のみ）、緑化施設求積図です。必ず、みどり環境局の照合印を押したもの（写し）を1部添付してください。
- (7) 緑化率に関する規定については、「2.1 緑化率規制」をご覧ください。
- (8) 緑化面積の算出の方法については、「2.2 緑化率適合証明に関する審査基準」をご覧ください。
- (9) 「緑の環境をつくり育てる条例」による緑化協議をあわせて行ってください。ただし、当該建築物の敷地（「都市緑地法」第36条の規定が適用される建築物の場合は、一の敷地とみなされる土地）の全部又は一部が緑化地域に含まれる場合は、「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」を満たした緑化地域制度による緑化率規制の手続きをもって緑の環境をつくり育てる条例第9条に基づく緑化の協議とすることができます。
なお、緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化協議の基準緑化率は10%を超える場合がありますのでご注意ください。

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



申請時の必要書類及び作成時の注意点

- ※ 確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。
- ※ 各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。

書類の名称	注意点		
緑化率適合証明(変更) 申請書 (要綱第12号様式) (※1)	申請者は建築主となります。		
	1	建築物の名称、地名地番 敷地面積	対象となる建築物が特定できるように記載してください。 小数第2位まで記載してください。
	2	建築物の工事種別	新築又は増築の欄にチェックしてください。
	3	概要及び規模、配置 種別	添付書類に記載した内容どおりの場合は、「別紙のとおり」と記載してください。 整備する緑化施設の種別欄にチェックしてください。
	4	緑化施設の面積 緑化率 当該敷地に適用される緑化率の最低限度	緑化施設の合計面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。 当該建築物の緑化率(緑化施設の面積/敷地面積)を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。 当該敷地に適用される緑化率を記載してください。 根拠となる条項についても記載してください。
	5	建築着工予定年月日	実際に建築物の基礎工事等を開始する予定日を記載してください。
	6	適合通知年月日及び番号 (変更の場合)	既に適合証明を受けた計画を変更する場合に、当該計画の適合通知年月日及び番号、変更の理由を記載してください。
7	変更の理由(変更の場合)		
委任状	代理人が手続をする場合に添付してください。様式は定めていません。申請者本人の署名又は記名、(必要に応じて代理人の印)委任事項(例:緑化地域制度の申請に関する一切の手続き)を記載してください。		
付近見取図	建築物が特定できるよう、目印となる施設名称等及び地名地番を記載してください。		
配置図	建築物、建築物以外の工作物、緑化施設ごとの面積、範囲及び寸法、地盤高、植栽内容(植物の種類、規格、数量)を記載してください。屋根やバルコニー等の張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。壁面緑化を行う場合は、対象としている建築物の外壁を朱線で明示してください。		

(次ページに続きます)

構造詳細図	壁面及び屋上に緑化を行った部分の建築物の立・断面図、緑化施設の断面図及び構造図等を記載してください。
緑化施設求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・CAD求積による場合は、「CAD求積」など求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。 ・三斜法等による場合は求積表を明示してください。 ・緑化施設ごとの面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)算出してください。 ・緑化施設的面積から控除する雨水・汚水枡、看板の基礎等がある場合は、緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積を明示してください。 ・壁面緑化については鉛直投影の求積図を作成してください。
面積算出表 (緑化地域用)	<p>必要事項を入力し作成してください。</p> <p>書ききれない場合は内訳表を作成する等によって対応してください。</p> <p>算出表は横浜市のホームページからダウンロードできます。</p>
緑化施設の写真 及び撮影位置図	既存の緑化施設を算出対象とする場合は、航空写真や状況が確認できる写真を添付してください。また、写真の位置図も添付してください。
申請前の 事前チェックシート	資料作成にあたって注意が必要な項目を提出前に確認していただいたものを添付してください(本資料は正本1部のみ提出)。
都市緑地法第36条の規定の適用を受ける場合は、次の書類を添付してください。	
認定通知書 (建築基準法施行規則 第10条の16による第 62号様式 写し)	建築基準法第86条又は第86条の2の認定を受け、市長印が押印されたものの写しを添付してください。
認定申請図書の副本の 敷地面積等が確認でき る図面(写し)	建築基準法第86条又は第86条の2の認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面の写しを添付してください。

※1 緑化地域制度に基づく緑化率適合証明申請と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑化率適合証明申請をしようとする場合は、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱」に規定する緑化率適合証明(変更)申請書(様式(緑化率)第12号)により申請してください。

面積算出表（緑化地域用）

（横浜市のホームページからダウンロードできます。）

敷地面積		敷地面積に占める用途地域別の面積												
	m ²	住居系		m ²	商業系		m ²	その他		m ²				
①壁面緑化	壁面緑化の種類	壁面緑化の種類ごとの内訳は「壁面緑化面積算出内訳表」とおり										小計		
	面積(m ²)											0.00		
②樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00
③みなし樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
④樹木植栽地	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地	4m以上(T ₁)												
	～地	2.5m以上4m未満(T ₂)												
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												
	～木	0.4 m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	10T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④樹木植栽地	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地	4m以上(T ₁)												
	～地	2.5m以上4m未満(T ₂)												
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												
	～木	0.4 m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	10T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④樹木植栽地	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	小計
	植栽地の面積(m ²)													0.00
	本植栽地	4m以上(T ₁)												0
	～地	2.5m以上4m未満(T ₂)												0
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												0
	～木	0.4 m以上1m未満(T ₄)												0
樹木密度	10T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤芝等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑥花壇等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑦水流等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑧園路等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
緑化施設全体	緑化施設	①壁面緑化	②樹冠	③みなし樹冠	④樹木植栽地	⑤芝等	⑥花壇等	⑦水流等	⑧園路等	合計(①～⑧)				
	面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
緑化施設の面積		m ²		緑化率		%		緑化率の最低限度		%				

壁面緑化面積算出内訳表

(横浜市のホームページからダウンロードできるエクセルファイル「面積算出表」のシートを切り替えて利用できます。壁面緑化を計画しない場合、添付は不要です。)

壁面緑化面積算出内訳表

R6年5月版

壁面緑化 ア	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化 イ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化 ウ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化面積 0.00 m²

2.3.3 緑化率適用除外許可の申請について

【都市緑地法】

第三十五条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
 - 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
 - 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

【横浜市緑化地域に関する条例】

(手数料)

- 第4条** 法第35条第2項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第1号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号に規定する許可を受けようとする場合、法第35条第2項第2号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第2項第3号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第4号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。
- 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の適用除外に関する許可の申請)

第9条 法第35条第2項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(第3号及び第4号に掲げる事項にあつては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。)を記載した書面の正本及び副本に、別表第2に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 適用除外の理由
- (3) 許可に係る年月日及び番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(緑化率の適用除外)

第6条 都市緑地法第35条第2項第1号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。(以下省略)

(許可条件)

第7条 都市緑地法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

2 都市緑地法第36条の規定により、同法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物の敷地と適用

を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を同法第35条（第2項及び第3項を除く）の規定により算出される数値以上とすること。

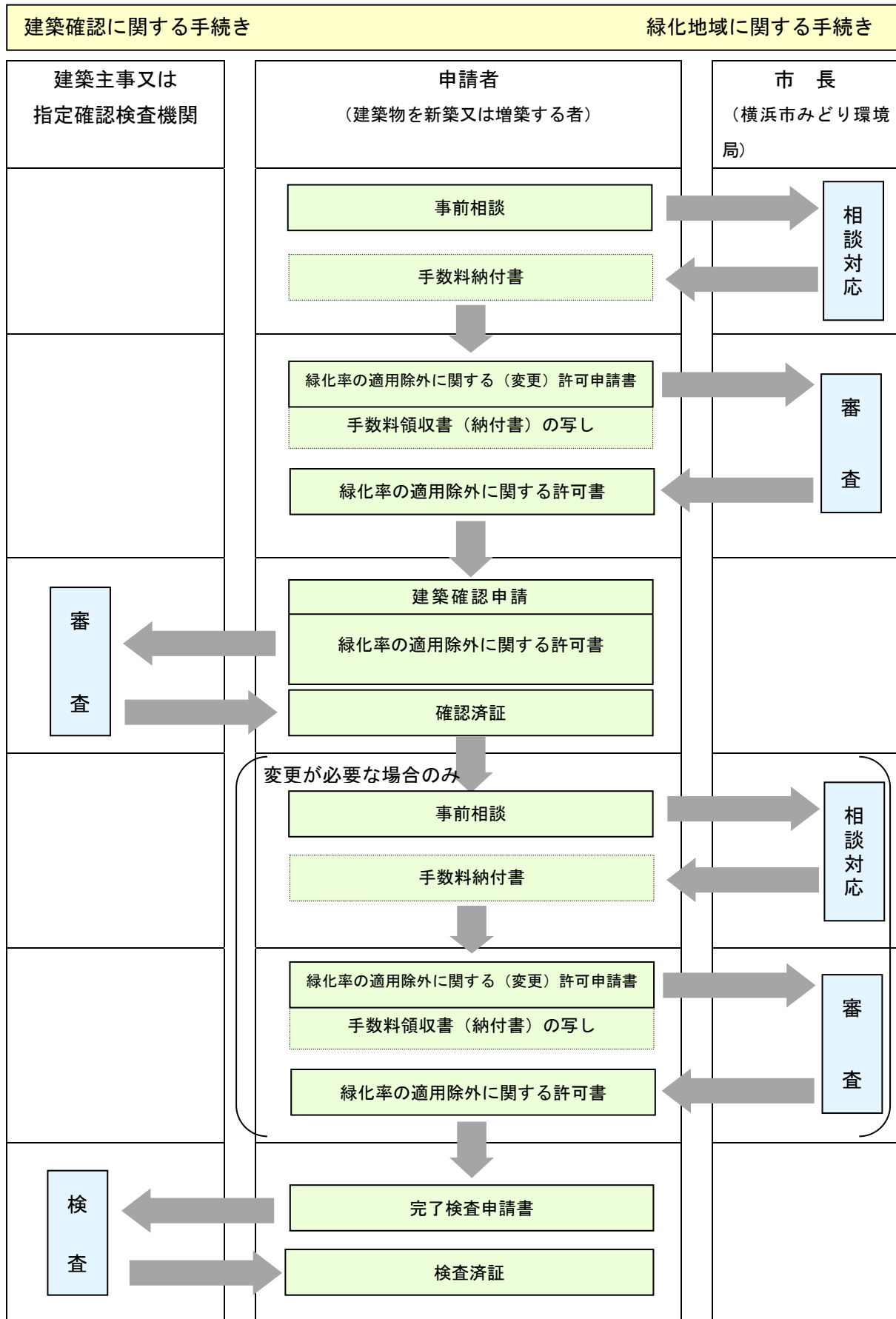
【趣旨】

市長の許可による緑化地域の緑化率に関する適用除外についての手続きを定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化地域の緑化率の規制が適用される建築物について、緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合は、必ず事前に計画内容についてご相談ください。
- (2) 緑化率の適用除外に関する許可申請の標準処理期間は30日間です。申請書類の補正等（修正や差替え）がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。
- (3) 緑化率の適用除外に関する許可申請の前に、納付書（事前に納付書の記載事項を確認させていただき、その内容を当課で確認後、後日交付します。）にて手数料（1件につき27,000円）を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付して申請してください。一度納付いただいた手数料は返還できません。
- (4) 緑化率の適用除外の許可申請までに必要な手続き（占用許可、文化財の指定等）を終了させてください。
- (5) 確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化率の適用除外に関する許可書及び添付書類です。
- (6) 許可基準については「2. 1. 4 緑化率の適用除外（市長の許可によるものについて）」をご覧ください。

緑化率適用除外許可の確認と検査手続きフロー



申請時の必要書類及び作成時の注意点

※ 確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。

※ 各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。

書類の名称	注意点		
緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書 (要綱第1号様式) (※1)	申請者は建築主となります。		
	1	建築物の名称、地名地番 敷地面積	対象となる建築物が特定できるように記載してください。 小数第2位まで記載してください。
	2	適用除外の理由	該当する項目にチェックしてください。 また、建築物の用途又は適用除外となる理由を記載してください。
	3	適用除外の許可年月日及び番号(変更の場合)	既に適用除外の許可を受けた計画を変更する場合に、当該計画の適用除外許可年月日及び番号、変更の理由を記載してください。
4	変更の理由(変更の場合)		
手数料納付後の納付書兼領収書の写し	許可申請前に納付書(当課が発行)にて手数料(1件につき27,000円)を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付してください。		
委任状 付近見取図 配置図 構造詳細図 緑化施設求積図 面積算出表 緑化施設の写真及び撮影位置図	「2.3.2 緑化率適合証明の申請について」を参照してください。 配置図に、緑化率が適用除外となる理由に該当する施設の種類、範囲等を明示してください。		
適用除外範囲求積図	適用除外の理由に該当する範囲の面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。CAD求積による場合は、「CAD求積」など、求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。三斜法等による場合は求積表を明示してください。		
適用除外となることの確認に必要な図書	緑化率が適用除外となる理由が法令等に位置づけられているものについては、それぞれの規定に適合又は該当することが確認できる図書を添付してください。		

※1 緑化地域制度に基づく緑化率の適用除外に関する許可申請と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑化率の適用除外に関する許可申請をしようとする場合は、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱」に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第1号）により申請してください。

2.3.4 緑化施設の工事の認定の手続き

【都市緑地法】

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認められた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 (略)

【都市緑地法施行規則】

(緑化施設の工事の認定の手続)

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化施設の工事の認定の申請)

第11条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例(平成20年9月横浜市条例第39号)第3条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第1項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 既存の緑化施設の位置、種別及び面積
- (3) 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
- (4) 前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日
- (5) 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) その他市長が必要と認める事項

(緑化施設の工事の認定)

第12条 法第43条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設工事完了届出書(第20号様式)に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 工事完了年月日及び認定書の番号
- (3) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 法第43条第1項の認定を受けた者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(認定条件)

第8条 都市緑地法第43条第1項の認定のためのやむを得ない理由とは、緑化施設に関する工事が次のいずれかの状況に該当する場合とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの積雪の深さの最大値が、横浜地方気象台横浜観測地点において50センチメートル以上
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの日ごとの平均気温の平均が、横浜地方気象台横浜観測地点において摂氏0度以下

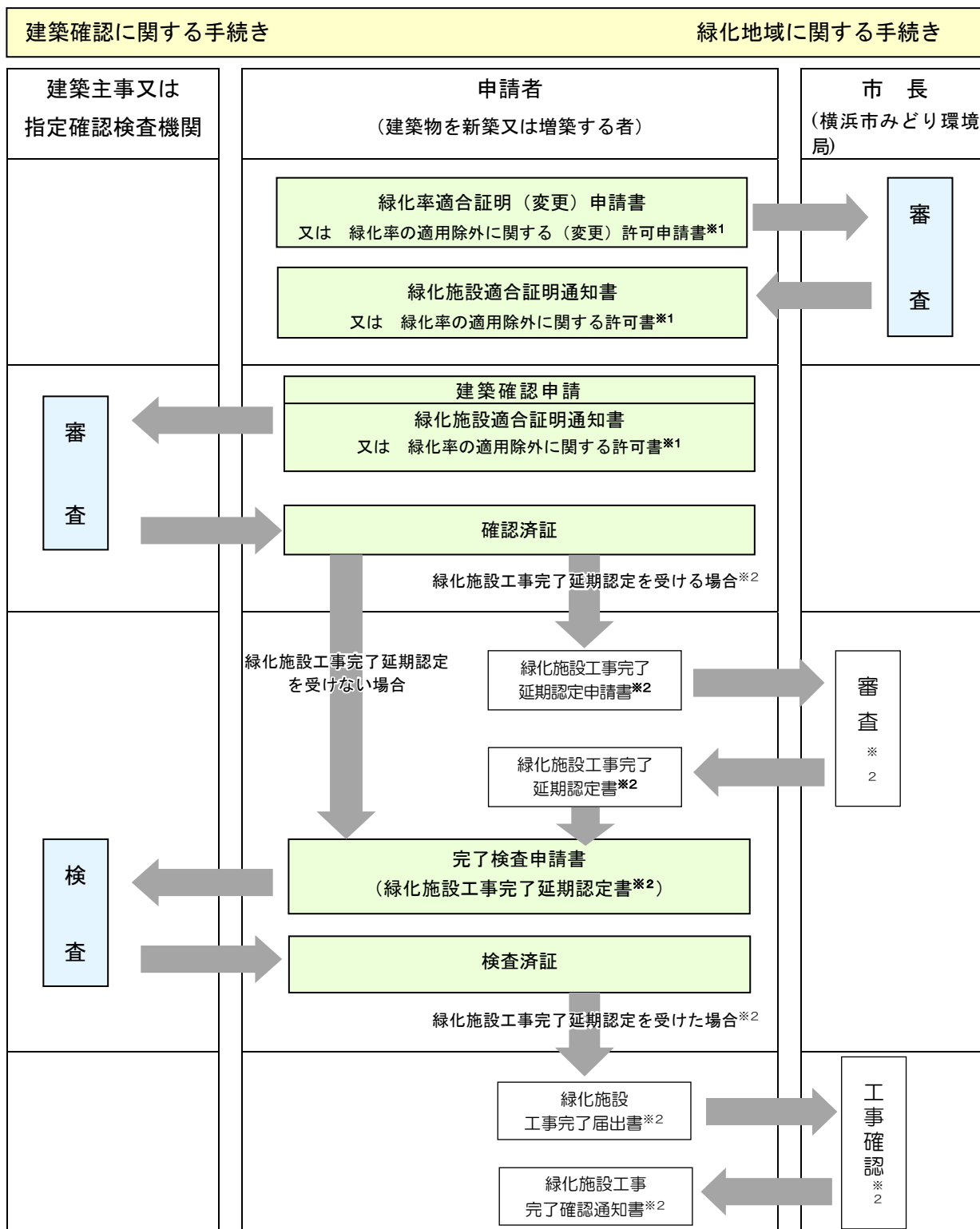
【趣旨】

緑化施設の工事の認定手続きについて定めたものです。

【解説】

- (1) 気温その他やむを得ない理由により、建築工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合は、緑化施設工事完了延期認定申請を行ってください。
- (2) 認定条件については、「2. 1. 9 緑化施設の工事の認定」を参照してください。
- (3) 「建築基準法」第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による完了検査の申請及び同法第18条第14項の規定による通知の際に、緑化施設工事完了延期認定書及び添付書類を添付してください。
- (4) 認定の対象とならない緑化施設は建築工事の完了検査時に、認定の対象となる緑化施設は、別途植栽工事の完了時に検査を受けることとなります。
- (5) 認定条件となった理由がなくなり次第、速やかに緑化施設に関する工事を行い、緑化施設工事完了届に写真を添付して提出し、横浜市による確認を受けてください。
- (6) 認定を受けた後、緑化施設の工事を行い、建築工事の完了検査時に緑化施設について全て検査を行った場合は、速やかに緑化施設工事完了届を提出してください。この場合、写真の添付の必要はありません。

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



※1 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

※2 緑化施設工事完了延期認定を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

2.3.5 取り下げ・取りやめ・名義変更

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の証明等に関する名義変更の届出)

第14条 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可、法第43条第1項の認定又は省令第29条第1項の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可、認定又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 変更の理由
- (5) 変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (6) その他市長が必要と認める事項

(緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出)

第15条 建築主は、第9条第1項、第11条又は第13条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 申請年月日
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取り下げる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可又は省令第29条第1項の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取りやめる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

【趣旨】

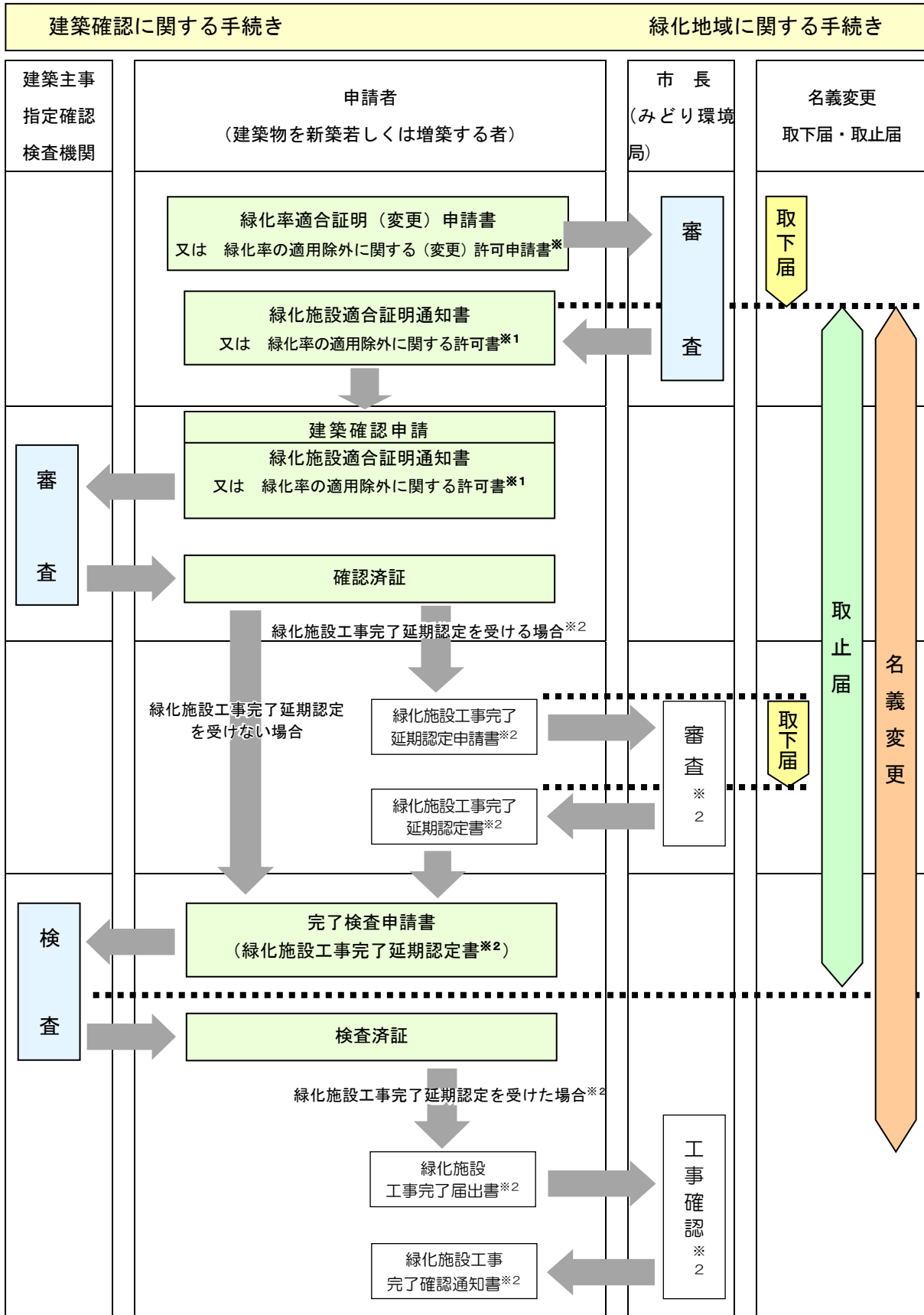
緑化率の証明等に関して名義の変更が生じた場合、申請の取下げ及び取りやめる場合の手続きを定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化率の証明等に関して名義の変更が生じた場合は、変更に関する手続きを行ってください。

- (2) 緑化施設適合証明通知書交付前に申請を取り下げる場合には取下届を、工事計画の中止により緑化施設適合証明通知書交付後に申請を取りやめる場合には取止届を提出してください。
- (3) 届出の提出部数は1部でも有効ですが、控えの保管のために副本1部の提出を推奨します。
(正副1部ずつ、計2部)

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



※1 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

※2 緑化施設工事完了延期認定を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

3 様式集

3.1 様式集

3.1.1 様式集

[要綱で定める様式の一覧]

- 第1号様式 緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書
- 第2号様式 緑化率の適用除外に関する許可書
- 第3号様式 緑化率の適用除外に関する不許可通知書
- 第7号様式 緑化施設工事完了延期認定申請書
- 第8号様式 緑化施設工事完了延期認定書
- 第9号様式 緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書
- 第10号様式 緑化施設工事完了届出書
- 第11号様式 緑化施設工事完了確認通知書
- 第12号様式 緑化率適合証明(変更)申請書
- 第13号様式 緑化施設適合証明通知書
- 第14号様式 緑化施設適合証明をしない旨の通知書
- 第15号様式 緑化率の証明等に関する名義変更届
- 第16号様式 緑化率の証明等に関する取下届
- 第17号様式 緑化率の証明等に関する取止届
- 第18号様式 許可手数料減免申請書
- 第19号様式 許可手数料減免 承認・不承認 決定通知書

[手引による参考様式]

面積算出表

[要領で定める様式]

緑化施設チェックシート

緑化施設樹種等変更連絡票

第1号様式(第3条第1項)

緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法第35条第2項に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次の通り申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル
2 適用除外の理由	
(1) 建築物の用途	
(2) 適用除外の理由 法第35条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当するため	
(3) その他	
3 適用除外の許可年月日及び番号(変更の場合)	
横浜市 指令 第 号	
4 変更の理由 (変更の場合)	

(A4)

第2号様式（第4条第2項）

横浜市 指令 第 年 月 日 号

緑化率の適用除外に関する許可書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました建築物については、次の条件を付して都市緑地法第35条第2項の規定による許可をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適用除外の理由	
3 許可条件	

(A4)

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

第3号様式（第4条第3項）

横浜市 指令 第 号
年 月 日

緑化率の適用除外に関する不許可通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、都市緑地法第35条第2項の規定による許可をしません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 不許可理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第7号様式（第7条第1項）

緑化施設工事完了延期認定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏
名)
電話

都市緑地法第43条の規定に基づき、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに都市緑地法第35条又は第36条の規定による緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル

4 上記3のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル
工事を完了することができない理由	基準第8条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に該当するため
完了予定年月日	年 月 日

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	%
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	%

6 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

横浜市 指令 第 号 年 月 日

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

(A4)

第8号様式（第8条第2項）

横浜市 指令 第 年 月 日
 号

緑化施設工事完了延期認定書

住所
 氏名 様
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました緑化施設の工事の完了の延期について、都市緑地法第43条第1項の認定をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

(A4)

第9号様式（第8条第3項）

横浜市 指令 第 号
年 月 日

緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました件について、次の理由により都市緑地法第43条第1項の認定をしないことを通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 認定をしない理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第10号様式（第9条第1項）

緑化施設工事完了届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏

名)

電話

都市緑地法第43条の規定に基づき認定を受けた同法第35条又は第36条の規定による緑化施設に関する工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル

2 工事完了年月日及び認定書の番号

工事完了年月日	年 月 日
認定書の番号	第 号

3 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

横浜市 指令 第 号 年 月 日

(注意) 届出者は、緑化施設工事完了延期認定申請書の申請者となります。

(A4)

第 11 号様式（第 10 条第 2 項）

横浜市 指令 第 年 月 号 日

緑化施設工事完了確認通知書

様

横浜市長



年 月 日に届出のありました件について、緑化施設に関する工事が完了し、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを確認しましたので通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事完了年月日及び認定書の番号

工事完了年月日	
認定書の番号	

第 12 号様式 (第 11 条第 1 項)

緑化率適合証明 (変更) 申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に基づき、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル
2 建築物の工事種別	
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 (都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 %)	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	別紙のとおり
種別	<input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 樹木 <input type="checkbox"/> 芝等 <input type="checkbox"/> 花壇等 <input type="checkbox"/> 水流等 <input type="checkbox"/> 園路等
配置	配置図のとおり
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	平方メートル
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	%
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	%
根拠法第 条 第 項 ()	
5 建築着工予定年月日	
年 月 日	
6 適合通知年月日及び番号 (変更の場合)	
横浜市 指令 第 号 年 月 日	
7 変更の理由 (変更の場合)	
8 備考	
<input type="checkbox"/> 一団地認定・連担建築物設計制度 <input type="checkbox"/> 横浜市市街地環境設計制度 (<input type="checkbox"/> 容積緩和 <input type="checkbox"/> 高さ緩和) <input type="checkbox"/> 敷地内に住居系・商業系以外の用途地域を含有 <input type="checkbox"/> その他 担当者: (連絡先:)	

(A 4)

第 13 号様式（第 12 条第 2 項）

横浜市 指令 第 年 月 日 号

緑化施設適合証明通知書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証明します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置、面積及び建築着工予定年月日

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
建築着工予定年月日	

2 緑化率の適合に関する事項

(1) 建築物の工事種別	
(2) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
(3) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	

(A4)

第 14 号様式 (第 12 条第 3 項)

横浜市 指令 第 年 月 日

緑化施設適合証明をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、次の理由により都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることの証明をしない旨を通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適合を証明しない理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 15 号様式 (第 13 条第 1 項)

緑化率の証明等に関する名義変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

緑化率適合証明申請書等に記載した建築主の住所又は氏名を変更したいので、横浜市都市緑地法施行細則第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明(変更)申請	
2 許可、認定又は証明 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
3 建築物の敷地の 地名地番	区	
4 変更の理由		
5 建築主の 住所及び氏名 (法人の場合は、 名称・代表者の氏名)	変更前	住所 氏名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電話
	変更後	住所 氏名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電話
6 備考		

※受付処理欄

- (注意) 1 届出者は、変更前又は変更後の建築主となります。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 16 号様式 (第 14 条第 1 項)

緑化率の証明等に関する取下届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

横浜市都市緑地法施行細則第 13 条第 1 項の規定による申請等を取り下げたいので、同規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明(変更)申請
2 申請年月日	年 月 日
3 建築物の敷地の地名地番	区
4 取下げる理由	
5 備考	

※受付処理欄	
--------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主となります。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

第 17 号様式 (第 14 条第 2 項)

緑化率の証明等に関する取止届

年 月 日

(届出先)
横浜市長届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による証明等に係る工事を取りやめたいので、横浜市都市緑地法施行細則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明(変更)申請
2 許可又は証明 年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 建築物の敷地の 地名地番	区
4 取りやめる理由	
5 備考	

※受付
処理欄

- (注意)
- 届出者は、建築主となります。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 18 号様式 (第 16 条)

許可手数料減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏

名)

電話

横浜市緑化地域に関する条例第 4 条の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	
2 減免を申請する理由	

(A 4)

第 19 号様式 (第 17 条)

横浜市 指令 第 号
年 月 日

許可手数料減免 承認 ・ 不承認 決定通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました許可手数料の免除については、次の通り 減免
する ・ 減免しない ことに決定しましたので、通知します。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 決定内容	
3 減免をする理由又は減免をしない理由	

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

面積算出表（緑化地域用）

緑化施設 面積算出表

R6年5月版

敷地面積		敷地面積に占める用途地域別の面積								
	m ²	住居系		m ²	商業系		m ²	その他		m ²

①壁面緑化	壁面緑化の種類	壁面緑化の種類ごとの内訳は「壁面緑化面積算出内訳表」とおり											小計
	面積(m ²)												0.00

②樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

③みなし樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00

④樹木植栽地	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地へ本樹	4m以上(T ₁)												
	本樹	2.5m以上4m未満(T ₂)												
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												
	本樹	0.4m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④樹木植栽地	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地へ本樹	4m以上(T ₁)												
	本樹	2.5m以上4m未満(T ₂)												
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												
	本樹	0.4m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④樹木植栽地	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	小計
	植栽地の面積(m ²)													0.00
	本植栽地へ本樹	4m以上(T ₁)												0
	本樹	2.5m以上4m未満(T ₂)												0
	本樹	1m以上2.5m未満(T ₃)												0
	本樹	0.4m以上1m未満(T ₄)												0
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑤芝等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

⑥花壇等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00

⑦水流等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00

⑧園路等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00

緑化施設全体	緑化施設	①壁面緑化	②樹冠	③みなし樹冠	④樹木植栽地	⑤芝等	⑥花壇等	⑦水流等	⑧園路等	合計(①~⑧)
	面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

緑化施設の面積 m²

緑化率 %

緑化率の最低限度 %

壁面緑化面積算出内訳表
 (壁面緑化を計画する際に添付してください。)

壁面緑化面積算出内訳表

R6年5月版

壁面緑化 ア	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積 (㎡)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積 (㎡)													0.00

壁面緑化 イ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積 (㎡)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積 (㎡)													0.00

壁面緑化 ウ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積 (㎡)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積 (㎡)													0.00

壁面緑化面積 0.00 ㎡

完了検査

【緑化施設チェックシート】

年 月 日

(報告先) 横浜市建築局建築主事・指定確認検査機関 (どちらかに○をつけてください。)

下記の建築物は、緑化施設適合証明通知書と照合した結果、相違ありません。

チェック者	<input type="checkbox"/> 工事監理者	<input type="checkbox"/> 工事施工者	住所	
	<input type="checkbox"/>		氏名	

建築確認済証番号	年 月 日 第	号	建築主氏名	
建築場所	横浜市	区	町	丁目

	確認事項	内 容	照合方法 (※1)	照合結果 (※2)
1	共通事項	(1) 緑化施設の面積(規模)が図書のとおりとなっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2) 図書に示されている部分以外に緑化施設の重複がないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(3) 緑化施設が敷地内に設置されているか。 緑化施設の投影面が敷地内に収まっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(4) 樹木植栽地の最低幅員が 30cm 以上となっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(5) その他の緑化施設の最低幅員が 10 cm 以上となっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(6) 緑化施設が土地又は工作物に固定されていない栽培容器を使用して設置されていないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(7) 緑化施設内の植物が枯死していないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(8) 緑化施設が屋外に設置されているか。 (緑化施設の直上部に工作物の水平投影面が重なっていないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(9) 植栽を行う部分の傾斜角が 30 度以下となっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(10) 安全に適切な維持管理ができる緑化施設となっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
2	緑化施設全体	(1) 緑化施設の配置が図書のとおりとなっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
3	壁面緑化	(1) 図書のとおりにより多年生植物、誘引施設及びかん水設備等が整備されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
4	樹木(樹冠)	(1) 樹冠の範囲が図書に示された範囲以上となっているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
5	樹木 (みなし樹冠)	(1) 必要な高さの樹木が図書のとおり植栽されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2) 敷地境界や建築物、近くの樹木から図書に示された位置以上、離隔しているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(3) みなし樹冠の水平投影面の範囲内に根鉢より高い位置に設置された工作物がないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
6	樹木 (樹木植栽地)	(1) 必要な高さの樹木が図書の本数どおり植栽されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2) 植栽地の表面が、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
7	芝等	(1) 表面が、芝等の植物で覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
8	花壇等	(1) 草花等が図書のとおり植栽されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2) 花壇等の表面が、草花等が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
9	水流等・園路等	(1) 図書に示された部分が他の緑化施設に接しているか。(水平投影で接していればよい。) 水流等については常時水面で覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>

※1:現場で実施した照合方法を、a:目視、b:簡易な計測機器(測量ポール等)、c:その中から選択し、記号を○で囲んでください。「c:その他」は、a又はbの照合方法をとれない場合、試験結果成績書等により確認するものです。下記の表に照合方法を具体的に記載してください。

※2:・照合した結果、適合していることが確認された場合は、□内にレ点を記載してください。

・該当する項目がない場合は、照合結果欄全体に斜線を入れてください。

その他の照合方法(※1)

確認事項	具体的な照合方法

緑化施設樹種等変更連絡票

年 月 日

横 浜 市 長

(申請者又は委任を受けた設計者)
住所

氏名

電話

次の建築物の緑化施設樹種等の変更について、別添図書のとおり報告します。

1	緑化施設適合証明通知書の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	申 請 者	
3	建 築 物 の 名 称	
4	地 名 地 番	区
5	敷 地 面 積	
6	変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 樹種の変更 <input type="checkbox"/> 樹木本数の変更
7	連 絡 先 ※	住所..... 氏名..... 電話.....

※ 変更内容を確認できる方の連絡先を記入してください。

4 申請書の記入例

4.1 緑化率適合証明（変更）申請書等の記入例

4.1.1 緑化率適合証明（変更）申請書の記入例

緑化地域制度の手続き（詳細は「2.3 緑化率適合証明等の手続き」をご覧ください。）において必要な申請書等及び添付図書の例を示しました。

- (1) 緑化率適合証明（変更）申請書
- (2) 委任状
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 構造詳細図
- (6) 緑化施設の求積図及び面積算出表

(1) 緑化率適合証明(変更)申請書の記入例

第12号様式(第11条第1項)

緑化率適合証明(変更)申請書

令和〇年〇月〇日

(申請先)
横浜市市長

申請者 住所 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番地
氏名 横浜 港一
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 XXX-XXX-XXXX

都市緑地法施行規則第29条第1項の規定に基づき、都市緑地法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	横浜ハイツ第一
地名地番	中区〇町 〇〇〇〇
敷地面積	750.33 平方メートル
2 建築物の工事種別	
<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 (都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 %)	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	別紙のとおり
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面緑化 <input checked="" type="checkbox"/> 樹木 <input checked="" type="checkbox"/> 芝等 <input checked="" type="checkbox"/> 花壇等 <input type="checkbox"/> 水流等 <input type="checkbox"/> 園路等
配置	配置図のとおり
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	98.49 平方メートル
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合(緑化率)	13.12 %
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	10.00 %
根拠 法第35条第1項(<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> ・緑化率の最低限度が10%又は5%の場合は“1項”と記載 ・建築物の敷地が緑化率の最低限度が異なる二以上の区域にまたがる場合には“4項”と記載。 </div>)	
5 建築着工予定年月日	令和〇年〇月〇日
6 適合通知年月日及び番号(変更の場合)	横浜市 指令 第 号 年 月 日
7 変更の理由	(変更の場合)
8 備考	
<input type="checkbox"/> 一団地認定・連担建築物設計制度 <input type="checkbox"/> 横浜市市街地環境設計制度(容積緩和 <input type="checkbox"/> 高さ緩和) <input type="checkbox"/> 敷地内に住居系・商業系以外の用途地域を含有 <input type="checkbox"/> その他	
担当者: 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 (連絡先: XXX-XXX-XXXX)	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。
(A4)

建築確認申請の書類に記載する共通項目については、同じ内容を記載。

該当する項目がある場合はチェックしてください。

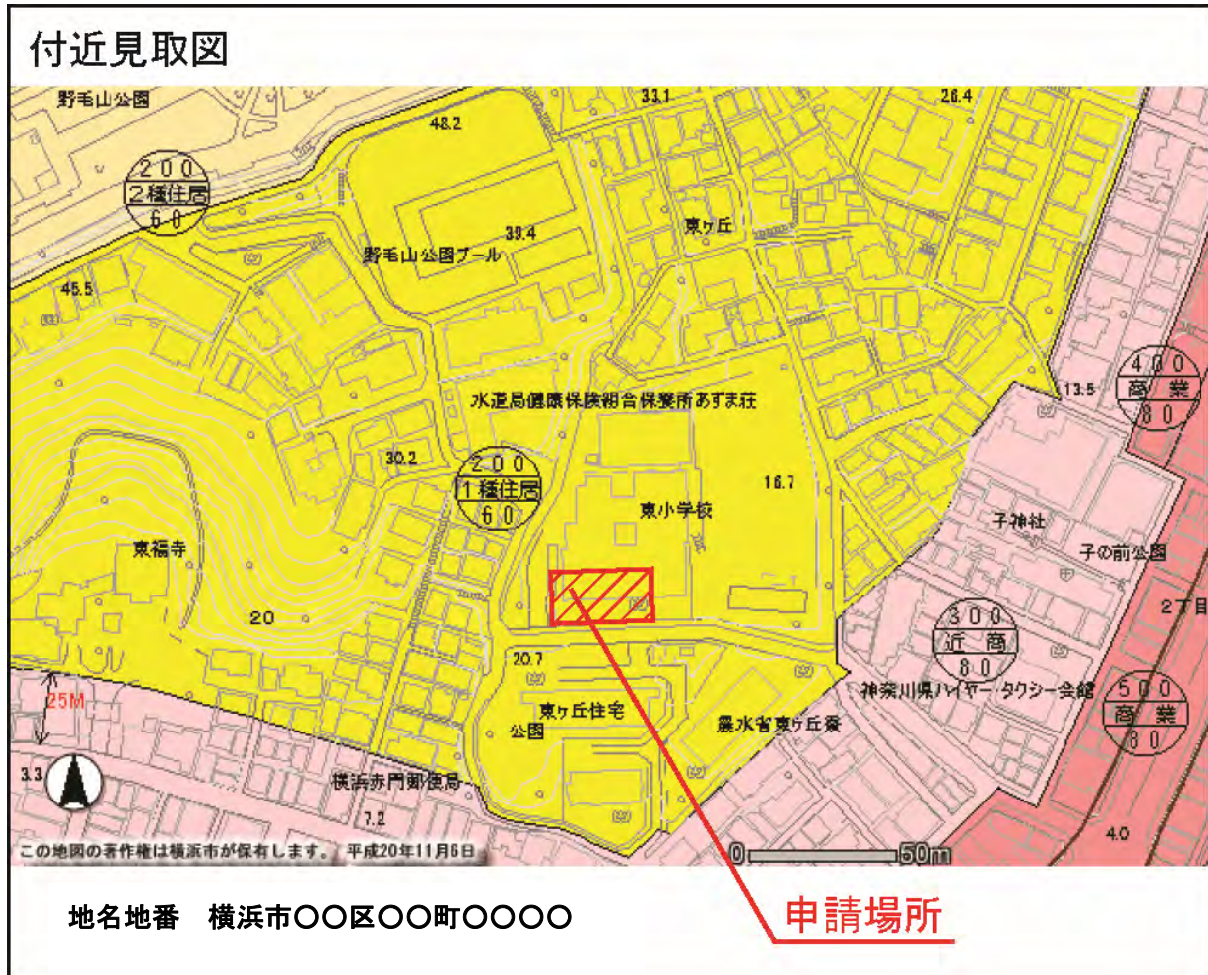
(2) 委任状

申出者本人の住所・氏名が記載されているかご確認ください（署名・押印は任意）。
 建築物の地名地番が申請書のとおりに記載されているかご確認ください。
 建築物が特定できるよう、目印となる施設の名称等及び地名地番も合わせて明示してください。
 受任者が他の設計事務所等に再委任する場合は、再委任の委任状も必要です。

<h2 style="margin: 0;">委 任 状</h2>	
(代理人) 住所	
氏名	
連絡先	
上記の者を代理人と定め、下記の土地に関する権限を委任します。	
記	
土地の所在 横浜市 _____ 区	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;"> ・建築物の地名地番を記載する。 </div>
<p>委任事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法施行規則第 29 条第 1 項に規定する都市緑地法第 35 条又は第 36 条の手續きに関すること ・都市緑地法第 35 条第 2 項に規定する適用除外の手續きに関すること ・(変更) 申請の手續き並びにその訂正・追記、通知書の受領 ・取止届の提出並びにその訂正・追記、受領 ・取下届の提出並びにその訂正・追記、受領 ・名義変更届の提出並びにその訂正・追記、受領 ・緑化施設樹種等連絡票の提出並びにその訂正・追記、受領 <p>上記委任のこと相違ありません。</p>	
年 月 日	
(委任者) 住所	
氏名	
連絡先	

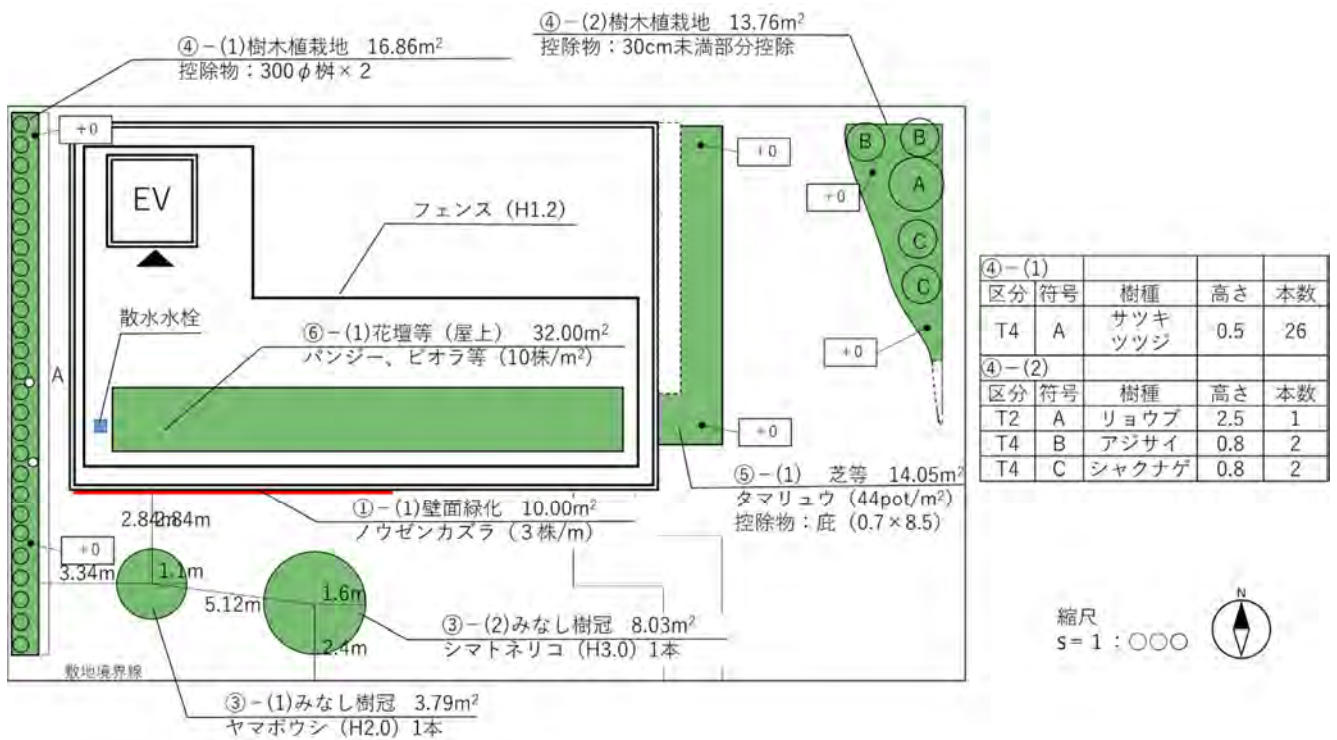
(3) 付近見取図の作成例

- 付近見取図には方位、道路を明示してください。
- 建築物が特定できるよう、目印となる施設名称等及び地名地番も合わせて明示してください。



(4) 配置図の作成例

- ・縮尺・方位が正しく記載されているかご確認ください（縮尺については三角スケール等で必ずご確認ください）。
- ・各緑化施設には引き出し線により、面積算出表と対応する符号・種別・面積、各緑化施設の規格（本数、樹高、植栽密度）を記載してください。
- ・庇やバルコニーがある場合には、その位置が分かるように記載してください（緑化施設の上部に位置する場合、当該緑化施設は算出対象外）。
- ・緑地内にある工作物や柵、室外機置場などの控除物にはその大きさを必ず明示してください。
- ・みなし樹冠で算出する場合は、みなし樹冠の水平投影面積の円の中心位置から隣地境界線や建築物等までの離隔距離を図示してください。
- ・樹木植栽地で算出する場合は、樹高に応じた樹木の本数（ T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 ）を整理して記載してください（例：表にまとめる等）。
- ・壁面緑化を行う場合には、その位置を朱線で明示してください。
- ・緑地内の勾配が分かるよう、緑地内に地盤高を記載してください。
- ・法面上に緑地を新設する場合は、断面図も作成してください。
- ・敷地が大きいもの、図が細くなる場合は必要に応じて拡大図を添付してください。



それぞれの緑化施設について、面積を算出する部分分かるように、線の太さや着色等に配慮して図を作成してください。

- 緑化施設は重複して算出できません。算出する緑化施設の投影面が分かるように、線の太さや着色等に配慮して図を作成してください。

図-1

(悪い例)

緑化施設の水平投影が重複する部分について、どちらの緑化施設として算出するのか図から読み取ることが出来ません。

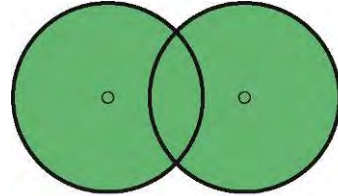
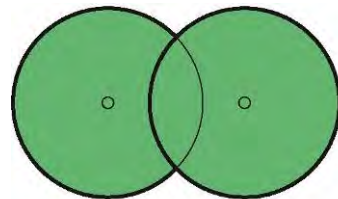


図-2

(良い例)

緑化施設の水平投影が重複する部分について、算出する緑化施設の水平投影面を示す線を強調しています。

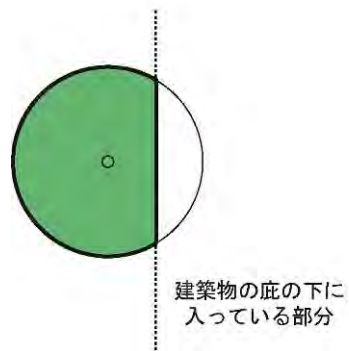


- 建築物の庇の下にある緑化施設や、敷地外に出てしまっている樹冠等の面積は算出できませんので、線の太さや着色等に配慮して図を作成してください。また、緑化施設との関係を明らかにするため、庇やベランダ、非常階段等の構造物は図示してください。

図-3

(樹冠の一部が庇の下にある場合の例)

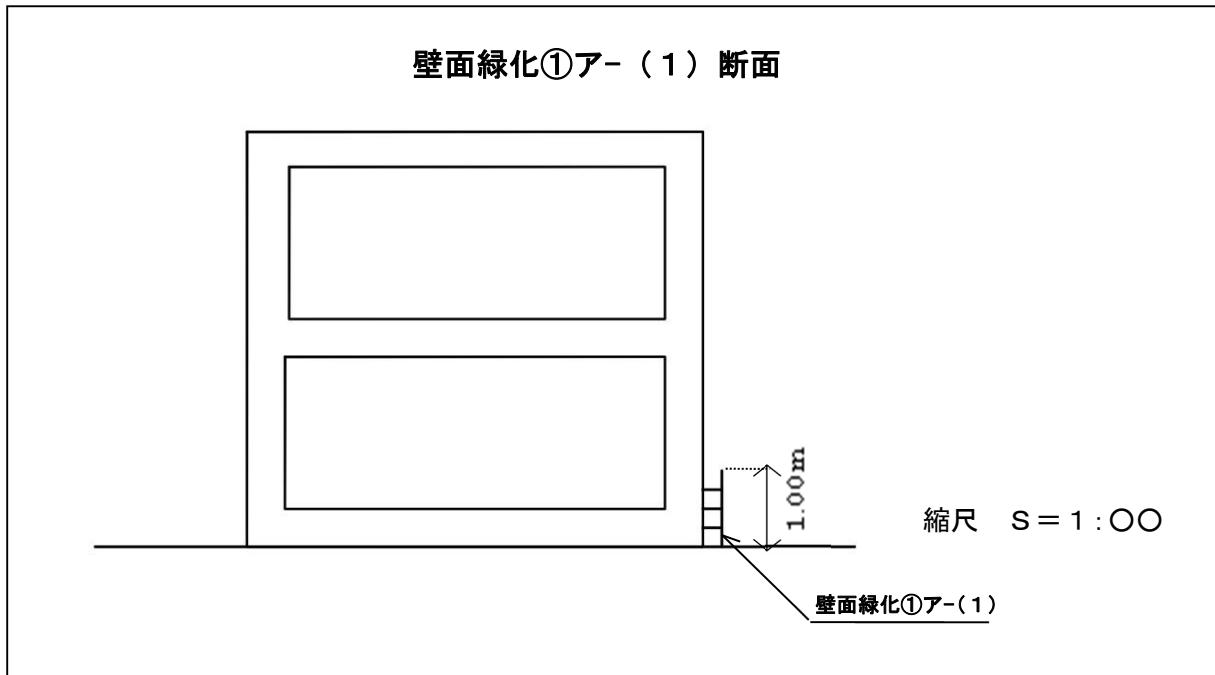
庇の下に樹木の樹冠が入っている部分については線を細く、入っていない部分については線を太くして、算出する緑化施設の水平投影面を強調しています。



(5) 構造詳細図等の作成例

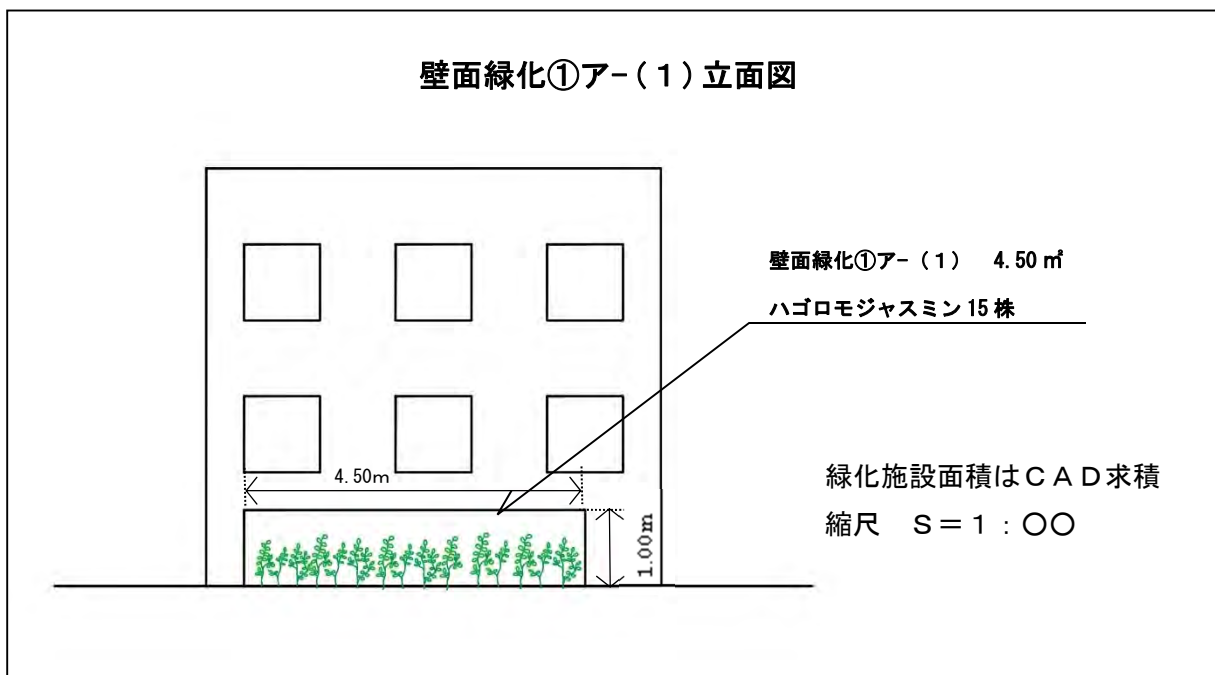
壁面緑化や屋上緑化などを計画する場合は構造詳細図等を添付してください。構造や緑化施設の配置がわかるように図を作成してください。

緑化施設が庇や非常階段の下に入ってしまうものは緑化施設として算出できません。断面図又は矩計図によって算出上の問題がないことを図示してください。

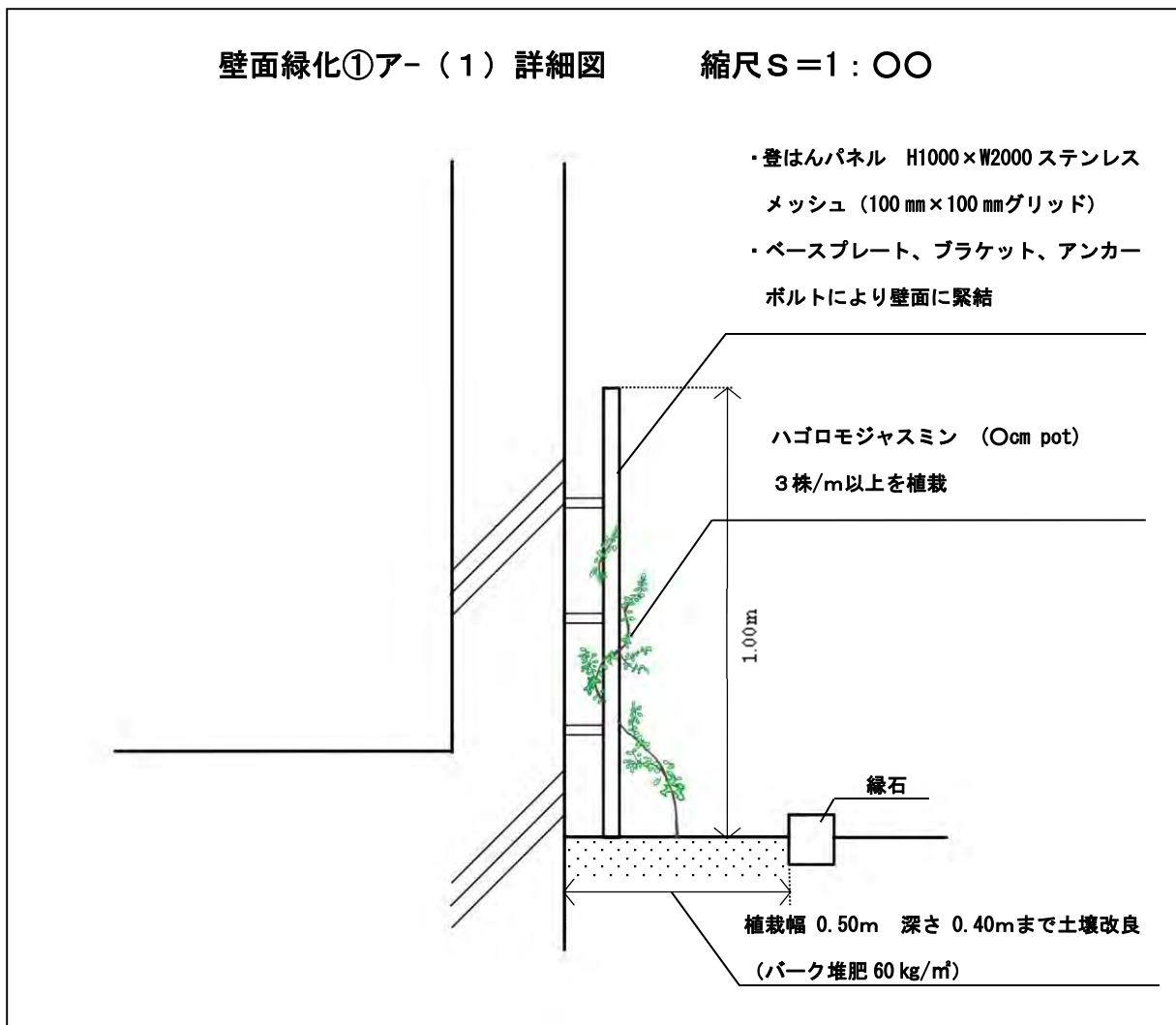


壁面緑化については立面図又は展開図を作成し、CAD 求積又は三斜法によって求積根拠を示してください。CAD 求積の場合は外周の寸法を記載してください。

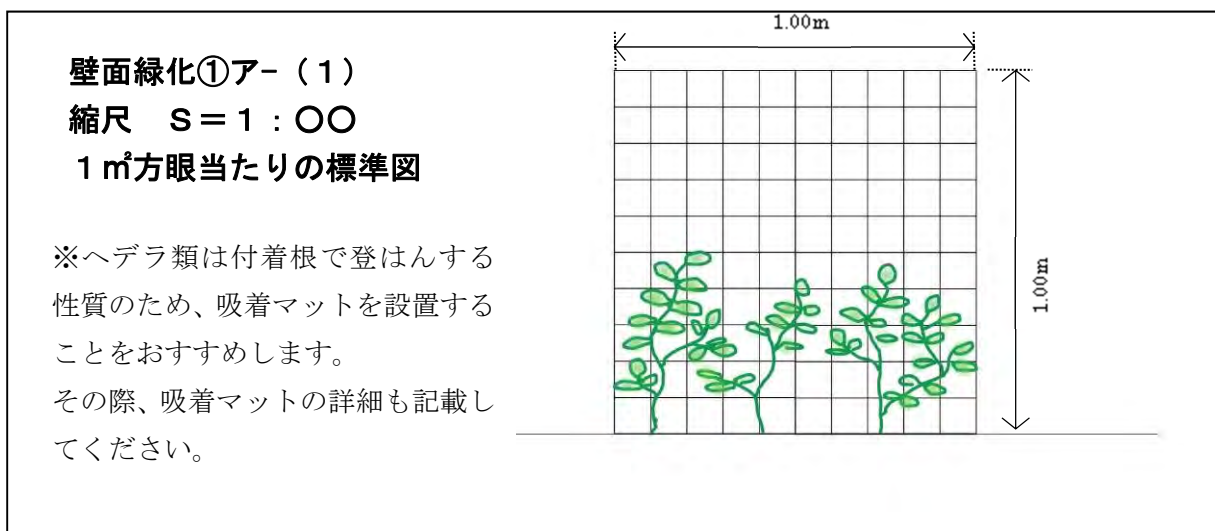
外壁の開口部は壁面緑化の面積に算出できませんので、注意してください。



誘引施設等は建築物の緑化に見合った耐久性のあるものを選択してください。植物が良好に生育し、維持管理が適切に行えるように計画してください。人工地盤を用いる場合はかん水設備が必要です。



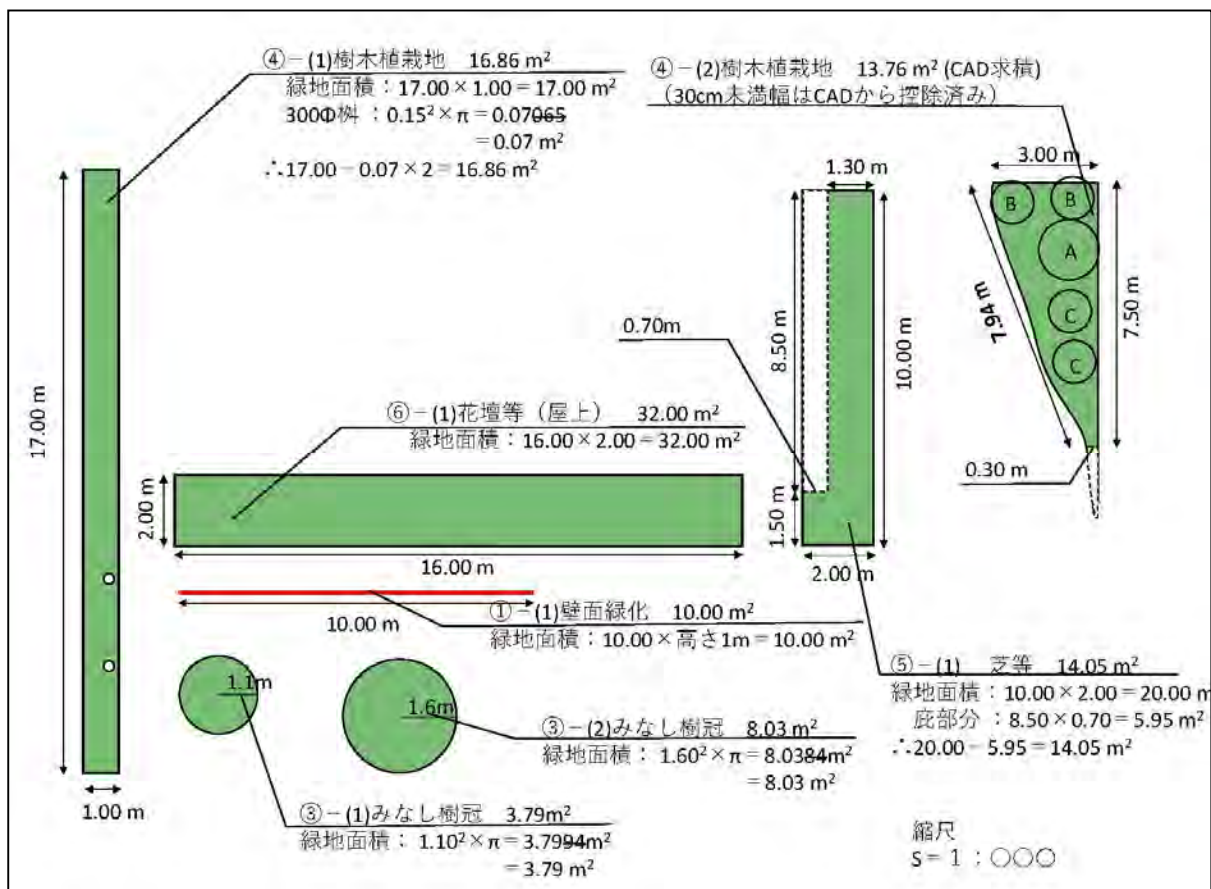
壁面緑化のうち、ア（苗利用型）を用いる場合は1平方メートル方眼当たりの標準図を作成し、誘引施設、かん水設備及び苗の株数等の算出に必要な施設を示してください。



(6) 緑化施設の求積図及び面積算出表の記入例

① 緑化施設の求積図

- ・縮尺が正しく記載されているか三角スケール等で必ずご確認ください。
- ・緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式を記載してください。
- ・図中の各緑化施設には面積算出表に対応した符号（例：④-（1）樹木植栽地等）を記載してください。
- ・縁石等は含まずに、縁石等で区切られた部分を1つの緑地として面積を算出してください。（小数第3位以下を切り捨て）
- ・CADにより求積する場合は図面に「CAD求積」と明示の上、各緑化施設の外周や幅員がわかるように寸法を明示してください。
- ・三斜法により求積する場合は求積表を明示してください。各緑化施設の外周寸法も明示頂くようお願いします。
- ・緑化施設の面積から控除する雨水・汚水桝、看板の基礎等がある場合は緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積等を明示してください。
- ・水平投影上で重なっている緑化施設を重複して算出しないように注意してください。
- ・樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については10センチメートル以上確保してください。
- ・敷地が大きいもの、図が細くなる場合は必要に応じて拡大図を添付してください。



樹木植栽地の樹木は著しく片寄せることなく、バランスよく配置してください。樹木の生育等に関連性がない部分は面積に算出することができません。樹木植栽地の中でどこに樹木が配置されているかを図示してください。

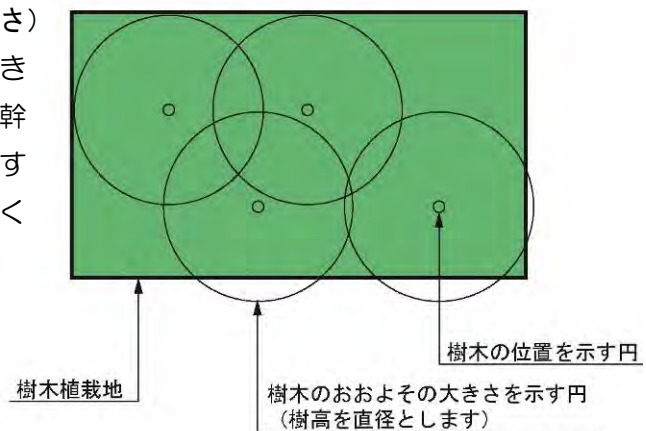
樹木を示す円には幹の位置を小さい円で示し、樹高を直径とする円で樹木のおおよその大きさを示してください。樹木のおおよその大きさを示す円の一部分が樹木植栽地から出てしまってもかまいませんが、幹の位置を示す小さい円が樹木植栽地から出ないようにしてください。

低木を多数配置する場合等は、植栽位置をハッチング等で示してもかまいません。その場合、「低木類は緑化施設内に均等に配置します。」と記載してください。

図-4

(樹木植栽地内にある樹木の位置と大きさ)

樹木植栽地の中にある樹木の位置と大きさを図示してください。その際、樹木の幹の位置を小さい円で示し、樹高を直径とする円で樹木のおおよその大きさを示してください。



② 面積算出表

- ・ 緑化施設の面積は個々の緑化施設ごとに記載してください。
- ・ 壁面緑化を計画する場合、壁面緑化面積算出内訳表を添付してください。

(記入例は次ページ)

面積算出表（緑化地域用）（記入例）

※面積算出表は横浜市のホームページからダウンロードできます。

緑化施設 面積算出表		R6年5月版												
敷地面積		敷地面積に占める用途地域別の面積												
750.33	m ²	住居系	750.33	m ²	商業系		m ²	その他		m ²				m ²
①壁面緑化	壁面緑化の種類別面積(m ²)	壁面緑化の種類ごとの内訳は「壁面緑化面積算出内訳表」とおり												小計
														10.00
②樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)							
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)							
	面積(m ²)													
③みなし樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)							
	面積(m ²)	3.79	8.03											
④樹木植栽地	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	植栽地の面積(m ²)	16.86	13.76											
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												
		2.5m以上4m未満(T ₂)		1										
		1m以上2.5m未満(T ₃)												
	0.4m以上1m未満(T ₄)	26	4											
	樹木密度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	26	14	0	0									
④樹木植栽地	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)								
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												
		2.5m以上4m未満(T ₂)												
		1m以上2.5m未満(T ₃)												
	0.4m以上1m未満(T ₄)													
	樹木密度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④樹木植栽地	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	小計
	植栽地の面積(m ²)													30.62
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												0
		2.5m以上4m未満(T ₂)												1
		1m以上2.5m未満(T ₃)												0
	0.4m以上1m未満(T ₄)												30	
	樹木密度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤芝等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)	14.05												
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													14.05
⑥花壇等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)	32.00												32.00
⑦水流等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑧園路等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
緑化施設全体	緑化施設	①壁面緑化	②樹冠	③みなし樹冠	④樹木植栽地	⑤芝等	⑥花壇等	⑦水流等	⑧園路等	合計(①~⑧)				
	面積(m ²)	10.00	0.00	11.82	30.62	14.05	32.00	0.00	0.00	98.49				
緑化施設の面積		98.49 m ²		緑化率 13.12 %		緑化率の最低限度 10.00 %								

横浜市では、住居系・商業系地域（臨港地区を除く）を緑化地域として定めています。用途地域によって、緑化率の最低限度が異なるため、セルの区分に応じて敷地に面積に占める用途地域別の面積を入力してください。

樹木本数は余裕を持った計画にしてください。また、樹木密度の欄の下に「密度不足」と表示がでた場合は、基準に適合していないため、樹木植栽地の面積を算出できません。樹木密度を満たすよう樹木本数を増やしてください。

壁面緑化面積算出内訳表（記入例）

※横浜市ホームページからダウンロードできるエクセルファイル「面積算出表」のシートを切り替えて利用できます。壁面緑化を計画しない場合、添付は不要です。

壁面緑化面積算出内訳表														R6年5月版
壁面緑化 ア	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)	10.00												
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													10.00
壁面緑化 イ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00
壁面緑化 ウ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化面積 10.00 m²

4.1.2 緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書の記入例

第1号様式(第3条第1項)

緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書

令和〇年〇月〇日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番
氏名 〇〇鉄道株式会社
代表取締役 横浜 港一
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 XXX-XXX-XXXX

都市緑地法第35条第2項に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次の通り申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	〇〇駅
地名地番	中区 〇町 〇〇〇〇
敷地面積	1,200.00 平方メートル
2 適用除外の理由	
(1) 建築物の用途	駅舎
(2) 適用除外の理由	法第35条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 に該当するため
(3) その他	
3 適用除外の許可年月日及び番号（変更の場合）	
横浜市	指令 第 号
4 変更の理由（変更の場合）	

建築確認申請の書類に記載する共通項目については、同じ内容を記載。

(A4)

5 関係条文

5.1 関係条文

5.1.1 関係条文

都市緑地法（抜粋）

都市緑地法施行令（抜粋）

都市緑地法施行規則（抜粋）

横浜市緑化地域に関する条例

横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領（抜粋）

都市緑地法（抜粋）

（昭和四十八年法律第七十二号）

施行日： 平成三十年四月一日

最終更新： 平成二十九年五月十二日公布（平成二十九年法律第二十六号）改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条）
- 第三章 緑地保全地域等
 - 第一節 緑地保全地域（第五条—第十一条）
 - 第二節 特別緑地保全地区（第十二条—第十九条）
 - 第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全（第二十条—第二十三条）
 - 第四節 管理協定（第二十四条—第三十条）
 - 第五節 雑則（第三十一条—第三十三条）
- 第四章 緑化地域等
 - 第一節 緑化地域（第三十四条—第三十八条）
 - 第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制（第三十九条）
 - 第三節 雑則（第四十条—第四十四条）
- 第五章 緑地協定（第四十五条—第五十四条）
- 第六章 市民緑地
 - 第一節 市民緑地契約（第五十五条—第五十九条）
 - 第二節 市民緑地設置管理計画の認定（第六十条—第六十八条）
- 第七章 緑地保全・緑化推進法人（第六十九条—第七十四条）
- 第八章 雑則（第七十五条）
- 第九章 罰則（第七十六条—第八十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の任務等）

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

(緑化率)

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
 - 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
 - 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例）

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

（違反建築物に対する措置）

第三十七条 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

（報告及び立入検査）

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 建築基準法第八十五条第五項又は第六項の許可を受けた建築物

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認められた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

第九章 罰則

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
- 四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則（平成二九年五月一二日法律第二六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十五条の規定 公布の日
- 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物（第一条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条において「旧都市緑地法」という。）第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条において「新都市緑地法」という。）第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定建築物については、新都市緑地法第三十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後（前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）にする新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

都市緑地法施行令（抜粋）

（昭和四十九年政令第三号）

施行日： 平成三十年四月一日

最終更新： 平成二十九年六月十四日公布（平成二十九年政令第百五十八号）改正

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（緑化率の規制の対象とならない増築の範囲）

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

（報告及び立入検査）

第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

都市緑地法施行規則（抜粋）

昭和四十九年一月三十一日

建設省令第一号

改正 平成二九年 八月 二日建設省令 第四九号

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

- (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
- (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

(i i) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積
- ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

（緑化施設の工事の認定の手続）

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

附 則 （平成二九年八月二日国土交通省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となっている建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回る事となるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市緑化地域に関する条例

平成 20 年 9 月 25 日

条例第 39 号

改正 平成 20 年 12 月 15 日条例第 60 号

平成 22 年 6 月 25 日条例第 33 号

平成 29 年 12 月 25 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率に関する制限の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第 3 条 都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書の条例で定める敷地面積の規模は、緑化地域全域について 500 平方メートルとする。

(手数料)

第 4 条 法第 35 条第 2 項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第 1 号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「地区計画条例」という。）第 19 条第 4 項第 2 号に規定する許可を受けようとする場合、法第 35 条第 2 項第 2 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 3 号に規定する許可を受けようとする場合及び法第 35 条第 2 項第 3 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 4 号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(緑化施設の管理)

第 5 条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、法第 35 条の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年 11 月規則第 95 号により平成 21 年 4 月 3 日から施行)

附 則（平成 20 年 12 月条例第 60 号）抄

(施行期日)

5.1 関係条文

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 22 年 6 月条例第 33 号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成 22 年 9 月規則第 57 号により同年 10 月 1 日から施行）
附 則（平成 29 年 12 月条例第 47 号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）

昭和 49 年 12 月 25 日

規則第 163 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日規則号外第 4 号

（趣旨）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）の施行に関しては、都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

第 3 章 緑化地域

（緑化率の適用除外に関する許可の申請）

第 9 条 法第 35 条第 2 項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（第 3 号及び第 4 号に掲げる事項にあつては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第 2 に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 適用除外の理由
- (3) 許可に係る年月日及び番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

第 9 条の 2 削除

第 10 条 削除

（緑化施設の工事の認定の申請）

第 11 条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成 20 年 9 月横浜市条例第 39 号）第 3 条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であつて、法第 43 条第 1 項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第 10 条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

- (3) 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
- (4) 前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日
- (5) 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) その他市長が必要と認める事項

第11条の2 削除

第12条 法第43条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 工事完了年月日及び認定書の番号
- (3) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 法第43条第1項の認定を受けた者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第13条 省令第29条第1項の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項(第6号及び第7号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。)を記載した書面の正本及び副本に、別表第3(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 建築物の工事種別
- (3) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置
- (4) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (5) 建築着工予定年月日
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) 変更の理由
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

第13条の2 削除

(緑化率の証明等に関する名義変更の届出)

第14条 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可、法第43条第1項の認定又は省令第29条第1項の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は

代表者の氏名) を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可、認定又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 変更の理由
- (5) 変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (6) その他市長が必要と認める事項
（緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出）

第 15 条 建築主は、第 9 条第 1 項、第 11 条又は第 13 条第 1 項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 申請年月日
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取り下げる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 建築主は、法第 35 条第 2 項各号の規定による許可又は省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取りやめる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 6 章 雑則

（身分証明書の様式）

第 27 条 法第 15 条において準用する法第 9 条第 3 項に規定する身分を示す証明書並びに法第 19 条及び第 38 条第 2 項において準用する法第 11 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 35 号様式）とする。

（委任）

第 28 条 この規則の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月規則第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により掲げられている特別緑地保全地区内行為許可標は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により掲げられた特別緑地保全地区内行為の許可等の表示とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則第 4 条の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあつたときの当該許可の承継の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第 35 号様式による身分証明書は、新規則第 35 号様式による身分証明書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月規則第 32 号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月規則第 4 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日からから施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 10 条の改正規定、第 14 条及び第 15 条第 2 項の改正規定（「第 35 条第 3 項各号」を「第 35 条第 2 項各号」に改める部分に限る。）並びに第 18 号様式及び第 18 号様式の 2 の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月規則第 11 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の緑の環境をつくり育てる条例施行規則、横浜市都市緑地法施行細則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申出、届出及び申請について適用し、同日前にされた申出、届出及び申請については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月規則号外第 4 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

別表第3(第13条第1項)

(7)	(1)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
	緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る）	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準

制定 平成 20 年 12 月 25 日

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この基準は、緑化地域内において、敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成 20 年 9 月横浜市条例第 39 号）で定めた数値以上の建築物の新築、増築又は維持保全をする場合に適用する。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいい、一部の突出した枝は含まない。
- (4) 樹高 樹木の樹冠の上端から幹が地面に接している部分までの垂直高をいう。ただし、支柱等の資材を用いなければ自立しない部分は含まない。
- (5) 株立 樹木の幹が根元近くから分岐したものをいう。
- (6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第 9 条第 1 号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。
- (7) みなし樹冠 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(2)の規定により算出された円をいう。
- (8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう。
- (9) 芝等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ロに規定する緑化施設で、コウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、ハイビヤクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う植物により覆われている部分をいう。
- (10) 花壇等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ハに規定する緑化施設で、草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、概ね 1 年のうち 6 か月以上植物が植栽された状態にある部分をいう。
- (11) 水流等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ニに規定する緑化施設で、護岸や底面に石や土などの自然素材や植物が用いられており、常時表面が水面に覆われている部分をいう。
- (12) 園路等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第 9 条第 1 号又は第 2 号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。
- (13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

- (14) 護岸 水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいう。
- (15) 工作物 土地に定着する人工物をいう。
- (16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（配送・物流センターを含む）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。

3 都市緑地法第 35 条第 1 項の「着手していた行為」とは、建築物の工事を継続して行う意思があると認められる場合で、当該建築物の根切り工事（矢板打ち工事を含む）、杭打ち工事、又は既存建築物の床面積の増加に係る部分の工事に着手していたことをいう。当該地域に係る緑化率の限度が定められた際に計画中であった建築物又は建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項若しくは第 18 条第 3 項による確認済証の交付を受けた後工事に着手していなかった建築物の新築若しくは増築は含まない。

第 2 章 都市緑地法第 35 条の規定及び都市緑地法施行規則第 29 条の規定による緑化率適合証明に関する審査基準

（緑化施設の算出基準）

第 3 条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 壁面緑化の面積 しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 壁面の 1 平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向 1 メートル当たり 3 株以上植栽されている部分又は壁面の 1 平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が 10 株以上植栽されている部分の面積とする。

イ 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

ウ 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。

(2) 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(1)の規定による樹木ごとの樹冠の面積 敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積とする。

(3) みなし樹冠の面積 しゅん工時の樹高により算出したみなし樹冠の面積とする。

ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。

イ タケ類の本数を含めることはできない。

ウ みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできない。

- (4) 樹木植栽地の面積 しゅん工時の樹高に応じた樹木の本数が都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に掲げる式を満たす部分により算出したものの面積とする。
- ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
- イ タケ類及び樹高0.4メートル未満の樹木の本数を含めることはできない。
- (5) 芝等の面積 しゅん工時に地面や工作物の表面が植物により覆われている部分の面積とする。
- ア 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とする。
- イ 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできない。
- (6) 花壇等の面積 しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌その他これに類するもので覆われている部分の面積とする。
- ア タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出することができる。
- イ 植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の株数に含めることはできない。
- (7) 水流等の面積 その水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む。）の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからハマまでに規定する緑化施設に接しているものの水面の面積とする。
- (8) 園路等の面積 その水平投影面の外周の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に接しているものの面積とする。
- ア 建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできない。
- イ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできない。

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

- (1) 緑化施設は当該敷地内に整備するものとし、算出する緑化施設の水平投影面積は、当該建築物の敷地内に包含される部分とする。
- (2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。
- (3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
- (4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
- (5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。
- (6) 緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
- (7) 当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
- (8) 都市緑地法第35条第4項の規定により算出される緑化率の限度は、小数第3位以下を切り上げて算出する。
- (9) 緑化施設の面積に次の施設の面積を含めることはできない。

- ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条第 1 項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの
 - イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設に該当するもの
 - ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの
- (10) 他の法令等により設置される施設であっても、本基準に適合し他の法令等上支障がない場合は、緑化施設の面積にその面積を含めることができる。

第 3 章 緑化施設の整備に関する配慮事項

（緑化施設の整備方法）

第 5 条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。
- (7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。
- (8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。
- (10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は 30 度以下とすること。
- (11) 樹木植栽地の最低幅は 30 センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10 センチメートル以上確保すること。
- (12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高 2.5 メートル以上のものは 150 センチメートル以上、樹高 2.5 メートル未満 1 メートル以上のものは 100 センチメートル以上、樹高 1 メートル未満のものは 70 センチメートル以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。

(13) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。

第4章 都市緑地法第35条第2項の規定による許可基準

(緑化率の適用除外)

第6条 都市緑地法第35条第2項第1号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に該当するもの
- (2) 都市公園法第7条第1項の規定による公園管理者の許可を受けたもの

2 都市緑地法第35条第2項第2号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの
- (3) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の付属物に該当するもの
- (5) 河川の地下調節池の取水施設に該当するもの
- (6) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第3条の規定により設置される自転車駐車場の施設に該当するもの
- (7) 公共用歩廊その他これらに類するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区施設に該当するもの
- (8) 次のいずれかが存する敷地内の建築物（ただし、イ、ウ、エに該当するものを建築する場合は、建築審査会の同意を得たものに限る。）
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されたもの
 - イ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの
 - ウ 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの
 - エ 前3号に掲げるものであったものの原形を再現するもので、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - オ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - カ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱第4条の規定により登録された登録歴史的建造物又は同要綱第10条の規定により認定された認定歴史的建造物
 - キ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
 - ク 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの

- ケ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設に該当するもの
- (9) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 11 条から第 13 条までに規定する高圧ガスの製造のための施設又は同法第 16 条若しくは第 17 条の 2 に規定する貯蔵所であって、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）に規定する、火気を取り扱う施設に対する距離又は火気の使用かつ引火性又は発火性の物を置くことが禁止される距離を要する施設が同一敷地内にあるもの
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 4 項に規定する供給設備又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する貯蔵施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）に規定する火気を取り扱う施設又は引火性若しくは発火性のものの堆積してある場所に対する距離を要する施設が敷地内にあるもの
- (11) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項に規定する危険物の貯蔵所、製造所又は取扱所であって、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 1 項第 2 号、第 16 条第 1 項第 4 号、第 17 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する空地が敷地内にあるもの
- (12) 第 1 号から第 11 号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化施設の整備が著しく困難であると市長が認めたもの
- 3 都市緑地法第 35 条第 2 項第 3 号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) その敷地の全部又は一部が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域に含まれるもの
- (2) 道路法第 32 条第 1 項の規定による道路管理者の許可を受けたもの
- (3) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定による河川管理者の許可を受けたもの
- (4) 建築基準法第 44 条第 1 項ただし書各号に規定するもの

（許可条件）

- 第 7 条 都市緑地法第 35 条第 2 項の規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。
- 2 都市緑地法第 36 条の規定により、同法第 35 条第 2 項の規定の適用を受ける建築物の敷地と適用を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を同法第 35 条（第 2 項及び第 3 項を除く）の規定により算出される数値以上とすること。

第 5 章 都市緑地法第 43 条第 1 項の認定基準

（認定条件）

- 第 8 条 都市緑地法第 43 条第 1 項の認定のためのやむを得ない理由とは、緑化施設に関する工事が次のいずれかの状況に該当する場合とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの積雪の深さの最大値が、横浜地方気象台横浜観測地点において50センチメートル以上
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの日ごとの平均気温の平均が、横浜地方気象台横浜観測地点において摂氏0度以下

第6章 緑化施設の管理に関する配慮事項

(建築物緑化認定証の取得)

第9条 緑化率の適合について証明書の交付申請を行う者は、申請時に横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月3日から施行する。

(移行措置)

- 2 平成21年4月2日以前に、横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項の同意を得た建築物の建築（当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）又は緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定による緑化協議が成立した建築物の建築については、第2条第3項の規定にかかわらず、当該同意又は成立をもって「着手していた行為」とみなすことができる。
- 3 前項の規定は、平成21年4月3日から平成21年9月30日まで適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

制定 平成21年3月9日 環創環政第846号

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率の制限に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の適用除外に関する許可の申請書)

第3条 横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号。以下「規則」という。）第9条第1項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（第1号様式）とする。

- 2 一の建築物について、法第35条第2項第1号の規定による許可と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号の規定による許可を受けようとする場合、法第35条第2項第2号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第2項第3号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第4号の規定による許可を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（以下「地区計画条例事務手続要綱」という。）に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第1号）により申請するものとする。

(緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、規則第9条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条第2項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（第2号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第2号））を交付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（第3号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する不許可通知書（様式（緑化率）第3号））を当該申請者に交付しなければならない。
- 4 規則第9条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。

(緑化施設是正命令書等の交付)

第5条 市長は、法第37条第1項の規定による是正命令又は同条第2項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（第4号様式）を交付しなければならない。

2 法第37条第1項の規定による是正命令と同時に地区計画条例第22条第1項の規定による是正命令を行おうとする場合、又は法第37条第2項の規定による是正要請と同時に地区計画条例第22条第2項の規定による是正要請を行おうとする場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設是正命令（要請）書（様式（緑化率）第4号）により交付するものとする。

（緑化率に関する報告及び立入検査の通知）

第6条 市長は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という）第11条第1項の規定による報告の請求又は同条第2項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（第5号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、政令第11条第1項の規定による報告の請求と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（以下「地区計画条例施行規則」という。）第14条第1項の規定による報告の請求を行う場合又は政令第11条第2項の規定による立入検査と同時に地区計画条例施行規則第14条第2項の規定による立入検査を行う場合で、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（様式（緑化率）第5号）によるものとする。

3 政令第11条第1項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（第6号様式）により報告するものとする。

4 第2項の規定により報告の請求を受けた者は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第6号）により報告するものとする。

（緑化施設の工事の認定の申請書）

第7条 規則第11条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書（第7号様式）とする。

2 規則第11条の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第15条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定申請書（様式（緑化率）第7号）により申請するものとする。

（緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知）

第8条 市長は、規則第11条の規定による申請があった場合は、申請内容について法第43条第1項の認定をするかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（第8号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第8号））を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定する

かどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（第9号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第9号））を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第11条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）

第9条 規則第12条第1項及び第2項に定める同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（第10号様式）とする。

2 規則第12条第1項又は第2項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第16条第1項又は第2項の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了届（様式（緑化率）第10号）により届け出るものとする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）

第10条 市長は、規則第12条第1項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第35条又は第36条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めるときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（第11号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により届出を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了確認通知書（様式（緑化率）第11号））を交付しなければならない。

（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）

第11条 規則第13条第1項（第15条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（第12号様式）とする。

2 規則第13条第1項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第17条第1項（地区計画条例事務手続要綱第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率適合証明（変更）申請書（様式（緑化率）第12号）により申請するものとする。

（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）

第12条 市長は、規則第13条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条又は第36条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（第13号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第13号））を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（第14号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を

行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第 14 号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 13 条第 1 項の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。

（緑化率の証明等に関する名義変更届）

第 13 条 規則第 14 条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（第 15 号様式）とする。

2 規則第 14 条の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 18 条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第 15 号）により届け出るものとする。

（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）

第 14 条 規則第 15 条第 1 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（第 16 号様式）（規則第 15 条第 1 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第 16 号））とする。

2 規則第 15 条第 2 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（第 17 号様式）（規則第 15 条第 2 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 2 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第 17 号））とする。

（規則第 13 条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）

第 15 条 法第 35 条又は第 36 条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 規則第 15 条第 2 項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

3 規則第 13 条の規定は、前 2 項の規定に基づき申請する場合について準用する。

4 第 12 条の規定は、前項において準用する規則第 13 条の規定による申請があった場合について準用する。

（手数料の減免申請）

第 16 条 横浜市緑化地域に関する条例（以下、「条例」という。）第 4 条第 3 項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（第 18 号様式）により市長に申請しなければならない。

（手数料の減免の通知）

第 17 条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第 4 条第 3 項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（第 19 号様式）により通知しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領（抜粋）

1 建築確認申請又は計画通知

1-(1) 添付書類及び記載内容の確認

建築確認申請又は計画通知の際に添付する書類及び記載内容等を確認してください。

ア 法第 35 条第 1 項、第 4 項又は条例第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定が適用される建築物の場合

書 類 名	確 認 内 容
緑化施設適合証明通知書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 13 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 13 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。 ・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。 ・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
緑化率適合証明（変更）申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 12 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 12 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

イ 【緑化率の適用除外】法第 35 条第 2 項又は条例第 19 条第 4 項の規定が適用される建築物の場合

緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合は、上記アの書類は不要です。

書 類 名	確 認 内 容
緑化率の適用除外に関する許可書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 2 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 2 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。 ・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。 ・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 1 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 1 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

ウ 法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される建築物の場合

法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される場合は、上記の他に以下の書類が添付されていることを確認してください。

書 類 名	確 認 内 容
認定通知書（建築基準法施行規則第 10 条の 16 による第 62 号様式）（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。 ・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。 ・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）	

2 完了検査

2-(1) 検査の基本的な考え方

完了検査において、配置図に示されている緑化施設が確実に整備されていることを確認してください。緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合も同様に確認してください。

緑化施設の規模が大きい場合には、「建物や敷地形状等から得る目標物を参考とした目視」や「検査用に区画された任意の範囲を対象としたサンプル調査」等を活用し効率的な検査を行ってください。

2-(2) 検査の事前準備

検査にあたっては、申請者に対して事前に別表「緑化施設チェックシート」によるセルフチェックを求めるほか、円滑な検査のため次の事項のうち必要な項目について準備を指示してください。

検査項目	検査内容	事前準備
壁面緑化	面積（規模）	・植物に覆われている壁面の鉛直投影面積を示す。（紅白測量ポール等）
	植栽密度等	・誘引施設、植栽等が図書のとおり整備されているかを示す。（紅白測量ポール等）
樹木（樹冠）	面積（規模）	・樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
樹木（みなし樹冠）	樹高	・樹高ごと（4 m以上、2.5 m以上 4 m未満、1 m以上 2.5 m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。
	面積（規模）	・みなし樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
	離隔距離	・敷地境界や建築物、近くの樹木から対象樹木までの離隔距離を示す。（テープロッド等）
樹木（樹木植栽地）	面積（規模）	・樹木植栽地の規模を示す。（テープロッド等）
	植栽密度	・区画内の樹木について、樹高ごと（4 m以上、2.5 m以上 4 m未満、1 m以上 2.5 m未満、0.4 m以上 1 m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。 ・緑化施設的面積が広い場合、区切りのよい面積（100 m ² など）の範囲を示す。（テープ等）
芝等	面積（規模）	・芝等の規模を示す。（テープロッド等）
花壇等	面積（規模）	・花壇等の規模（土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分）を示す。（テープロッド等）
	植栽密度	・10 m ² （又は区切りのよい面積）の範囲を示す。（テープ等）
水流等・園路等	配置	・植栽等に接している部分の規模を示す。（テープロッド等）
	面積（規模）	・水流、園路等の規模を示す。（テープロッド等）
植栽を行う部分	のり面の傾斜角度	・のり面の傾斜が 30 度以下であることを示す。（遣り方（ヤリカタ）等）

2-(3) 検査項目・検査方法

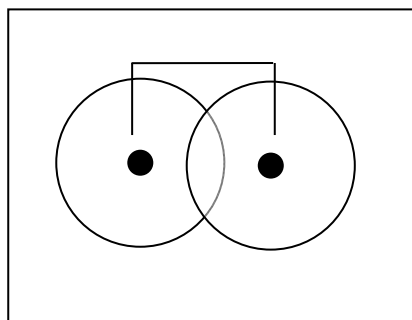
次の検査項目のうち該当するものについて、該当する検査方法により検査を行ってください。完了検査時に「緑化施設適合証明通知書」に記載されているとおりに緑化施設が完成していない場合は、検査済証を交付できません。

検査項目	検査内容	検査方法
共通事項	面積（規模）	・検査用に設置されたテープロッド等を参考に規模を確認する。規模が大きい場合は建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。壁面緑化は鉛直投影面積を確認する。

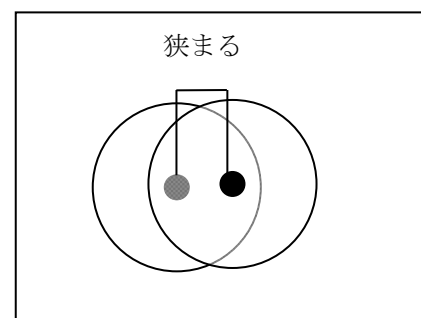
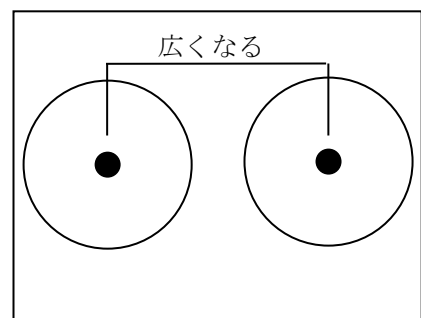
	緑化施設の重複	・ 検査用に設置されたテープロッド等を参考に緑化施設同士の重複部分を確認する。規模が大きい場合は、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
	敷地内に設置されているか	・ 緑化施設が敷地内に設置されているか確認する。 ・ 緑化施設の投影面が敷地内にあるか確認する。
	緑化施設の最低幅員	・ 樹木植栽地の最低幅が 30 cm以上か、その他の緑化施設の最低幅が 10cm 以上か、目視あるいはテープロッド等を用いて確認する。
	栽培容器使用の有無	・ 緑化施設が植木鉢などの栽培容器などを使用して設置されている場合、固定されているか確認する。（目安として大人の男性2人程度の力でも容易に動かない等。）
	枯死の有無	・ 緑化施設内の植物が枯死していないか目視で確認する。
	屋外に設置されているか	・ 緑化施設の直上部に工作物の水平投影面が重なっていないか目視で確認する。
	のり面の傾斜角度	・ 遣り方等を参考に植栽を行う部分の傾斜角が 30 度以下となっているか目視で確認する。
緑化施設全体	配置	・ 配置図と比較し、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
壁面緑化	面積（規模）	・ 鉛直投影面積を確認する。
	植栽密度等	・ 図書に示された多年生の植物、誘引施設等が整備されているか確認する。
	維持管理可能な施設整備	・ 図書に示されたかん水設備等が設置されているか確認する。
樹木（樹冠）	面積	・ 実際の樹冠の範囲が図書に示されている樹冠の範囲以上であるか確認する。
樹木（みなし樹冠）	樹高	・ 樹高ごと（4 m以上、2.5m以上 4 m未満、1 m以上 2.5m未満）に必要な高さ以上あるかどうか確認する。
	離隔距離等	・ 敷地境界や建築物、近くの樹木から図書に示されている位置以上、離隔しているか確認する。（※参照図） ・ みなし樹冠の水平投影面の範囲内に根鉢より高い位置に設置された工作物がないか確認する。

※参照図

「緑化施設適合証明通知書」の図面



検査時の状況



「みなし樹冠」で申請された樹木と樹木の間隔が狭まると緑化施設の面積が減少する場合があります。

検査項目	検査内容	検査方法
樹木（樹木植栽地）	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査用に区画された範囲内に図書に示された樹木が植栽されているか確認する。 ・ タケ類及び樹高 0.4m未滿の樹木、その他の樹木が植栽されていてもよいが検査対象とはしない。 ・ 著しく樹木の密度に片寄りがないか目視により確認する。
	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽地の表面が、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分は樹木植栽地の面積として算出できません。）
芝等	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏圧等による枯死がないか確認する。 ・ 表面が、芝やハイバクシン等（地面を低く面的に覆う植物）により覆われているか確認する。植栽密度が示されている場合は目視により株数を確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分は芝等の面積として算出できません。）
花壇等	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査用に区画された範囲内に図書に示された株数の草花等が植栽されているか目視により確認する。図書に示された株数より、実際に植えられている株数が多くてもよい。
	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花壇等の表面が、草花等が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分及び縁石等の面積は、花壇等の面積として算出できません。）
水流等・園路等	配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査用に設置されたテープロッド等を参考に図書に示された部分が他の緑化施設に接しているか確認する。（水平投影で接していればよい。） ・ 水流等については常時水面で覆われているか確認する。
屋上緑化	維持管理可能な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上に緑化施設を整備した場合、管理に必要な安全柵、階段等が設置されているか、出入口の設置など容易に立ち入りできるようになっているか、かん水設備等が設置されているかを確認する。

3 変更手続

「緑化施設適合証明通知書」の記載どおりに緑化施設が整備されていない場合は、緑化率が基準を満たしていても検査済証を交付できません。緑化施設に変更がある場合、完了検査の申請前に「緑化率適合証明（変更）申請書」を提出し、再度、「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けるよう指示してください。「緑化率の適用除外に関する許可書」の記載内容から変更が生じた場合も同様に、「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」を提出し、「緑化率の適用除外に関する許可書」の交付を受けるよう指示してください。

3-1) 緑化率の証明等に関する申請者の変更

- 申請者は、市長（みどり環境局（以下同じ。））に「緑化率の証明等に関する名義変更届（事務取扱要綱第 15 号様式）」を 1 部提出します。市長はこれを受理します。

3-(2) 緑化施設等の変更（建築確認申請前）

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式（以下同じ。））」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
- 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」（変更前の「緑化施設適合証明通知書」と差し替る）を建築確認申請に添付します。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記 3-(2)の文章中における「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式）」を「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（事務取扱要綱第1号様式）」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

3-(3) 緑化施設等の変更（建築確認済証交付後）

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
- 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」並びに変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し（添付図書を除く）」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

《建築確認申請での取扱》・・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（「建築基準法施行規則」第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記 3-(3)の文章中における「緑化率適合証明（変更）申請書」を「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

簡略な変更手続き（緑化施設樹種等変更連絡票）

「緑化施設適合証明通知書」の記載内容に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更及び樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）※については、新たに「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けず、簡略な変更手続きで建築確認申請の軽微な変更の手続きが行えます。

- 申請者は、別紙「緑化施設樹種等変更連絡票」に「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」を添えて市長に正1部、副2部を提出します。市長は、変更内容が当該手続きの対象内であることを確認し、図面及び面積算出表に照合印を押印して副2部を返却します。
- 申請者は、「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」にみどり環境局の照合印の押印を受けたものに変更点を朱書きし、変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

※ 樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）：緑化施設のうち「樹木植栽地」は面積と樹木本数が審査対象となりますが、樹木本数の増加及び密度基準を満たした樹木本数の減少は審査結果に影響しないため、簡略な変更手続きの対象とします。密度基準を満たした樹木本数の減少とは、面積算出表において次の式を満たす範囲の減少を意味します。

樹木植栽地の面積（A） \leq 植栽密度（ $18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$ ）

《建築確認申請での取扱》・・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（建築基準法施行規則第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

《簡略な変更手続きの例》

○樹種の変更

- ・緑化施設「芝等」において、「コウライシバ」を「ハイビャクシン」に変更
- ・緑化施設「樹木植栽地」「樹冠」「みなし樹冠」において、「シラカシ」を「ソヨゴ」に変更
- ・緑化施設「花壇等」において、「パンジー」を「サルビア」に変更

○樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）～「面積算出表」抜粋～

		変更前↓	変更後↓	
④ 樹 木 植 栽 地	箇所	(1)	(1)	
	植栽地の面積(m ²)	30.00	30.00	
	植 栽 地 （ 本 樹 木 本 数 ）	4m以上(T ₁)		
		2.5m以上4m未満(T ₂)	2	1
		1m以上2.5m未満(T ₃)	3	1
		0.4 m以上1m未満(T ₄)	10	18
樹木密度 $18T_1+10T_2+4T_3+T_4$	42	32		

《簡略な変更手続きができない例（通知書の記載内容に変更が生じるもの）》

～緑化率適合証明（変更）申請書の提出を行ってください～

- ×緑化面積の変更、緑地の形状の変更
- ×緑化施設「樹木植栽地」を「芝等」に変更
- ×緑化施設「みなし樹冠」における樹木の位置の変更、高さの区分の変更、本数の変更

4 違反对策について

パトロールや情報提供等により、完了検査後に緑化率規制に違反している又は緑化施設の変更等により基準以上の緑地の維持保全を確認することが困難である場合には、建築物の維持保全をする者に対して是正指導等の必要な指導を行います。指導によっても是正されない場合は、報告書の請求や立入検査、措置命令を行うことがあります。

平成21年3月策定
 平成23年4月改定
 平成27年4月改定
 平成30年4月改定
 令和2年1月改定
 令和3年9月改定
 令和6年4月改定

